

事務事業概要

平成 2 5 年 度

京 都 市 建 設 局

目 次

機構	1
事務事業の概要	7
重要事務事業概要	15
建設企画部建設総務課	20
1 職員数.....	20
2 予算概要.....	22
3 市会.....	32
4 指定管理者制度.....	33
建設企画部建設企画課	35
1 公共事業評価の実施.....	35
2 建設局中長期運営方針の推進.....	35
3 公共施設のアセットマネジメント導入.....	35
4 国, 京都府, 京都府警等との事業調整.....	35
5 「京（みやこ）のみちデザイン指針」及び 「京（みやこ）のみちデザインマニュアル」の運用.....	36
6 道路事業の新設, 改良の調整・計画等.....	36
7 街路事業の新設, 改良の調整・計画等.....	36
建設企画部監理検査課	37
1 京都市技術管理委員会の運営.....	37
2 建設局事業推進委員会の運営.....	37
3 建設局技術審査委員会の運営.....	37
4 土木工事の積算基準の管理・運用.....	37
5 土木工事等の監理及び検査.....	37
6 公共事業コスト構造改善.....	38
7 建設副産物のリサイクル推進.....	39
8 建設事業高度情報化の推進.....	39
9 技術研修の実施.....	39
10 建設業界団体の指導・育成.....	39
11 本庁課・室の職員輸送及び車両の管理.....	40
土木管理部調整管理課	42
1 道路の維持補修.....	42
2 交通安全施設等整備事業.....	43
3 橋りょうの耐震補強と老朽化修繕.....	43
4 路面復旧受託工事.....	43
5 舗装新設.....	43
6 私道整備助成.....	43
7 踏切道改良事業.....	45
8 排水機場の管理.....	45
9 災害復旧事業.....	45

10	水防事務組合	46
11	その他維持補修	46
土木管理部道路河川管理課		47
1	道路の占用	47
2	道路工事調整会	48
3	アーケード連絡協議会	48
4	「道路ふれあい月間」運動　－ 8月10日は「道の日」－	48
5	道路監察	49
6	看板等路上物件適正化事業	49
7	河川及び水路等の占用	50
8	不法占用対策	50
9	宅地開発等に伴う道路及び排水施設の指導	50
10	道路の現状変更	51
11	通行規制に関すること	51
土木管理部道路明示課		52
1	道路現況	52
2	道路の開設	56
3	私道の市道認定	56
4	道路台帳整備	56
5	特殊車両通行許可	57
6	道路区域明示	57
7	公共基準点維持管理	58
8	里道・水路等に関する事務	58
土木管理部自転車政策課		59
1	改訂自転車総合計画の推進	59
2	自転車等駐車場の整備	59
3	放置自転車等対策（啓発及び撤去）	60
4	放置自動車対策	61
5	一般財団法人京都市都市整備公社	68
土木管理部土木事務所		69
1	道路，里道，河川及び水路の維持管理	69
2	道路附属物の新設及び維持管理	69
3	道路，里道，河川及び水路の改修	69
4	道路，里道，河川及び水路等の占用・使用許可等	69
5	私道整備助成の受付	69
6	所轄区域	70
道路建設部道路建設課		71
1	都市計画道路整備事業	71
2	道路改良及び橋りょう整備事業	72
道路建設部道路環境整備課		73
1	交通安全施設等整備事業	73

2	無電柱化事業の推進	74
3	自転車通行環境整備事業	75
	水と緑環境部緑政課	76
1	現状	76
2	都市公園の役割	76
3	「京都市緑の基本計画」に基づく緑化推進	76
4	緑化施策	77
5	梅小路公園の再整備	78
6	街区公園の整備	78
7	街路樹	79
8	公益財団法人京都市都市緑化協会	81
	水と緑環境部河川整備課	82
1	総括	82
2	京都市河川整備方針	82
3	「京都市水共生プラン」の推進	83
4	都市基盤河川改修事業	84
5	水辺環境整備事業	86
	水と緑環境部みどり管理事務所	89
1	都市公園の概要	89
2	都市公園の維持管理	91
3	各種許可	91
4	梅小路公園	92
5	大宮交通公園	93
6	宝が池公園子どもの楽園	94
	都市整備部（市街地整備課・整備推進課・南部区画整理事務所）	95
1	土地区画整理事業の概要	95
2	施行中の土地区画整理事業	98
3	各地区の進捗状況	100
4	太秦東部地区第一種市街地再開発事業	101
5	山科駅前地区第一種市街地再開発事業	101
6	京都駅南口地区第一種市街地再開発事業	102
7	京都シティ開発株式会社	103
	事業推進室（重点路線担当）	104
1	一般国道162号栗尾バイパス整備事業	104
2	主要府道 大山崎大枝線道路改築事業〔沓掛工区・西長春日工区〕	105
3	一般府道小塩山大原野線道路改築事業	105
	事業推進室（立体交差化担当）	106
1	鉄道の立体交差化事業	106
2	JR山陰本線複線高架化事業	106
3	阪急京都線（洛西口駅付近）連続立体交差化事業	107
4	京阪本線淀駅周辺整備事業	108

事業推進室（広域幹線道路担当・重点路線担当）	109
1 広域幹線道路網の整備推進	109
事業推進室（用地担当）	114
1 公共用地の取得	114
2 補償金額の算出	114
3 移転立ち退き資金融資制度	114
建設局過去10年の歩み	115

第1 機 構

職名	氏名(*=課長補佐)	備考(兼職等)
建設局長	河嶋 敏郎	
防災・減災担当局長	山田 信祐	(都市計画局土木技術担当局長兼職)
建設企画部長	鶴谷 隆	(行財政局防災危機管理室担当部長兼職)
技術総括担当部長	横木 孝司	四条通歩道拡幅推進プロジェクトチームリーダー
担当部長	大嶋 政夫	土木管理部長兼職
担当部長	大西 功	水と緑環境部長兼職
建設総務課長	猪田 和宏	
人材育成・事業所改革担当課長	峯野 芳郎	(土木管理部調整管理課担当課長兼職)
庶務係長	* 山下 聡	
計理係長	山田 友博	
労務係長	笥 龍	
担当係長	塩田 健二	(土木管理部調整管理課担当係長兼職)
建設企画課長	福田 敏男	四条通歩道拡幅推進プロジェクトチーム員
調査係長	* 奥村 靖	
社会資本政策係長	村田 隆	
企画調整係長	* 小田 宏一	
道路計画係長	渡邊 剛	
担当係長	大槻 圭一郎	京都府へ派遣
監理検査課長	川越 順二	
調整係長	板谷 正人	
進行管理係長	藤田 剛史	
技術管理第一係長	藤田 隆	
技術管理第二係長	荒木 寿孝	
検査第一係長	長尾 由規夫	
検査第二係長	珠久 和孝	
検査第三係長	寺田 豊	
担当係長	山内 章	
土木管理部長	大嶋 政夫	(建設企画部担当部長兼職, 文化市民局市民スポーツ振興室担当部長兼職)
防災・橋りょう担当部長	市橋 英人	
自転車総合政策・公物管理担当部長	古川 真文	(都市計画局歩くまち京都推進室担当部長兼職)
調整管理課長	谷口 一郎	(文化市民局市民スポーツ振興室担当課長兼職)
業務統括担当課長	中川 敏勝	(建設企画部建設総務課担当課長兼職)
橋りょう担当課長	梅原 龍哉	
防災・設備管理担当課長	田中 伸弥	
管理係長	黒井 賢司	
担当課長補佐	* 岸 光彦	(建設企画部建設総務課担当課長補佐兼職)
計画調整係長	* 橋本 典幸	

	橋りょう第一係長	* 花水 憲二	
	橋りょう第二係長	榮 大樹	
	橋りょう第三係長	山本 泰弘	
	防災調査係長	中居 圭二	
	設備第一係長	* 辻 茂樹	
	設備第二係長	戸倉 洋	
	設備第三係長	* 松本 貴光	
道路河川管理課長		高見 壯一	
技術調整担当課長		稲田 利幸	
	調整係長	大原田 剛弘	
	道路占用係長	山根 耕治	
	路上物件適正化係長	* 吉武 康男	
	河川占用係長	白井 晃一	
	担当係長	星野 和之	
	技術審査係長	藤井 義章	
	開発調整係長	高橋 道之	
	指導係長	生田 隆之	
	担当係長	大西 勝重	道路管理センターへ派遣
道路明示課長		田中 徳嗣	
	調整係長	島崎 直子	
	明示第一係長	* 下野 元彰	
	明示第二係長	井上 政隆	
	明示第三係長	谷口 博之	
	台帳係長	山本 篤史	
自転車政策課長		芳賀 正昭	
撤去推進担当課長		山口 均	
担当課長		室谷 浩也	都市整備公社へ派遣
	調整係長	小川 健一郎	
	計画推進係長	嵯峨 亜希子	
	基盤整備係長	向井 康	
	撤去啓発係長	小粥 均	
	撤去指導係長	宮崎 正義	
北部土木事務所長		秋山 智則	
次長		宮崎 良治	
	事務係長	難波 勝司	
	維持サービス係長	丸山 正文	
	監理係長	森田 秀利	
	占用係長	* 久保 孝	
	工事係長	(次長事務取扱)	
左京土木事務所長		加地 弘和	

次長	笠谷 昌宏	
事務係長	金井 忠司	
維持サービス係長	児玉 英二	
監理係長	山口 八朗	
占用係長	松本 繁男	
工事係長	(次長事務取扱)	
東部土木事務所長	福井 博茂	
次長	今西 勉	
事務係長	岸田 玲子	
維持サービス係長	(次長事務取扱)	
監理係長	* 中山 裕二	
占用係長	田附 享	
工事係長	福井 良一	
南部土木事務所長	安田 秀亮	
次長	前場 照之	
事務係長	木村 圭一	
維持サービス係長	西川 秀明	
監理係長	永田 智彦	
占用係長	藤田 浩二	
工事係長	(次長事務取扱)	
西部土木事務所長	西田 哲也	
次長	小川 実	
事務係長	小西 啓子	
維持サービス係長	(次長事務取扱)	
監理係長	川口 義見	
占用係長	栗山 孝義	
工事係長	山崎 政和	
京北・左京山間部土木事務所長	神崎 昌弘	(都市計画局都市景観部開発指導課担当課長兼職)
次長	新谷 隆司	
管理係長	(次長事務取扱)	
担当係長	石浦 茂美	
担当係長	沖島 一稔	
担当課長補佐	* 小川 隆夫	(都市計画局都市景観部開発指導課勤務兼職)
西京土木事務所長	小川 晃弘	
次長	金地 昌哉	
事務係長	前川 洋一	
維持サービス係長	(次長事務取扱)	
監理係長	青木 義春	
占用係長	沖 恵太	
工事係長	森本 篤	

伏見土木事務所長	平井 忠之	
次長	金倉 正展	
事務係長	山本 重雄	
維持サービス係長	石田 浩一	
監理係長	杉原 正明	
占用係長	* 中田 秀彦	
工事係長	(次長事務取扱)	
道路建設部長	岩井 英人	(都市計画局歩くまち京都推進室担当部長兼職)、四条通歩道拡幅推進プロジェクトチーム員
道路建設課長	石原 敏彦	
事業促進担当課長	河井 正	
調査係長	山田 りか	
建設第一係長	藤澤 宏太	
建設第二係長	三尾 敏郎	
建設第三係長	池田 敏雄	
建設第四係長	服部 康司	
道路環境整備課長	石塚 憲	
事業促進担当課長	小島 勉	四条通歩道拡幅推進プロジェクトチーム員
調整係長	山口 敬弘	
道路環境計画係長	上嶋 晃弘	
整備第一係長	小峰 博	
整備第二係長	岩野 誠司	
整備第三係長	松井 聡	
水と緑環境部長	大西 功	(建設企画部担当部長兼職)
緑化推進・梅小路公園再整備担当部長	西山 正志	
担当部長	藤井 俊志	都市緑化協会へ派遣
緑政課長	三宅 義彦	
梅小路公園再整備担当課長	的場 靖史	
緑化推進担当課長	朝山 勝人	
公園管理担当課長	和田 長利	(建設企画部建設総務課担当課長兼職)
業務統括担当課長	船越 利一	(建設企画部建設総務課担当課長兼職)
業務推進係長	* 古川 辰也	
計画係長	吉川 誠	
工事係長	奥村 和也	
担当係長	高野 仁	
緑化推進係長	高橋 庸介	
道路の森づくり係長	岩村 謙次	
街路樹育成係長	内田 仁	
担当係長	豊田 幸宏	
河川整備課長	藤原 倫也	
調整係長	山上 雅美	

	水辺環境計画係長	金森 敦司	
	整備第一係長	西川 幸樹	
	整備第二係長	大塚 孝之	
	北部みどり管理事務所長	若松 融	
	事務係長	柴崎 雅美	
	指導係長	北村 正次	
	業務係長	太田 剛	
	維持係長	三宅 順一	
	南部みどり管理事務所長	渡辺 大介	
	事務係長	曾和 克巳	
	指導係長	藤川 元孝	
	業務係長	加藤 哲夫	
	維持係長	畑中 俊宏	
	都市整備部長	中川 哲夫	
	市街地整備課長	藤川 直哉	
	調査係長	酒井 良和	
	指導係長	右川 洋光	
	計画管理係長	田中 泰介	
	積算係長	* 山岡 伸二郎	
	再開発施設管理係長	* 棚橋 雅也	
	担当係長	近藤 亮二	都市整備公社へ派遣
	整備推進課長	田中 信治	
	調査係長	* 毛利 誠	
	事業推進係長	山口 覚	
	担当係長	前田 定男	
	計画換地係長	* 加藤 英修	
	南部区画整理事務所長	長谷川 雅一	
	次長	大石 正史	
	庶務係長	徳谷 清司	
	第三・第四地区事業係長	合木 健浩	
	担当係長	陰地 尚子	
	担当係長	東小路 義雄	
	第五地区事業係長	* 小泉 哲	
	担当係長	橋本 肇	
	担当係長	石田 清	
	維持管理係長	奥田 吉彦	(整備推進課勤務兼職)
	事業推進室長	佐伯 英和	
	事業担当部長	徳田 達弥	
	副室長	武内 淳一	
	調査係長	加賀見 和美	

	事業担当係長	中井 隆裕	
	重点路線担当課長	東川 洋平	
	事業担当課長補佐	* 藤谷 剛	
	事業担当係長	永田 盛士	
	事業担当課長補佐	* 藤井 豊	
	立体交差化・広域幹線道路担当課長	森 知史	
	事業担当係長	久保山 武典	
	事業担当係長	小川 雅彦	
	事業担当課長補佐	* 堀川 浩	
	用地取得担当課長	中村 賢二	
	用地担当課長補佐	* 藤原 孝則	
	用地担当課長補佐	* 西口 洋一	
	用地担当係長	松川 晃三	
	用地担当係長	山内 純	
	補償担当課長	竹村 誠二	(行財政局財政部財産活用促進課担当課長 兼職)
	補償審査係長	* 時岡 佳弘	
	補償調査係長	佐野 敏之	(行財政局財政部財産活用促進課担当係長 兼職)

四条通歩道拡幅推進 プロジェクトチーム	チームリーダー	横木 孝司	建設局建設企画部技術総括担当部長
	サブリーダー	高見 孝幸	都市計画局歩くまち京都推進室事業推進担当部長
	サブリーダー	高松 幸男	都市計画局歩くまち京都推進室土木技術担当部長
	チーム員	岩井 英人	建設局道路建設部長
	チーム員	大井 貴之	都市計画局歩くまち京都推進室企画課長
	チーム員	西 靖彦	都市計画局歩くまち京都推進室交通施設設計課長
	チーム員	福田 敏男	建設局建設企画部建設企画課長
	チーム員	小島 勉	建設局道路建設部道路環境整備課担当課長

第2 事務事業の概要

建設企画部

1 建設総務課

(1) 庶務関係事務（庶務係長）

局の庶務，区役所等との連絡及び調整に関する事務，局に係る広報及び市会に関する事務並びに部の所掌事務の連絡及び調整に関する事務のほか，局内の他の課及び室並びに課内の他の係長の所管に属さない事務を行う。

(2) 計理関係事務（計理係長）

局に係る予算，決算の調製及び予算の執行管理並びに局の物品の需給調整及び管理事務の統括を行う。

(3) 労務関係事務（労務係長，担当係長）

局の所属職員の労務管理，福利厚生及び事務所の執務環境の改善に関する事務を行う。

(4) 服務監察及び研修等関係事務（人材育成・事業所改革担当課長，労務係長，担当係長）

服務監察及び研修等に関する事務を行う。

2 建設企画課

(1) 課の庶務（調査係長）

課の庶務に関する事務を行う。

(2) 事業の計画（社会資本政策係長）

局中長期運営方針の推進及び公共事業評価に関する事務を行う。

(3) 事業の企画調整（企画調整係長）

他の局の事業に係る土木工事の調整に関する事務，局の所管する事業の連絡及び調整に関する事務並びに国直轄土木事業の実施に伴う連絡及び調整に関する事務を行う。

(4) 道路整備事業の実施方針決定のための調査等（社会資本政策係長，道路計画係長）

道路整備事業の実施方針決定のための調査，計画，連絡及び調整に関する事務を行う。

3 監理検査課

(1) 課の庶務（調整係長）

課の庶務に関する事務を行う。

(2) 事業の進行管理（進行管理係長）

局の所管に属する工事の進行管理及び技術審査に関する事務を行う。

(3) 技術推進に係る事務（技術管理第一係長，技術管理第二係長）

建設副産物対策，公共事業コスト構造改善等に関する事務を行う。

(4) 土木技術の調査及び研究（技術管理第一係長，技術管理第二係長，検査第一係長，検査第二係長，検査第三係長）

土木技術に係る調査及び研究を行う。

(5) 土木工事の検査等（検査第一係長，検査第二係長，検査第三係長）

局及び都市計画局の所管に属する土木工事の検査並びに国土交通省（都市局，水管理・国土保全局及び道路局）の所管に属する工事に係る会計検査に際して，本市の窓口として会計

検査院，他の局及び局内の所属との連絡，調整等を行うほか，土木工事請負必携及び検査諸規程に関する事務を行う。

- (6) 工事監査に係る事務（技術管理第一係長）
工事監査に際し，局の窓口として監査事務局及び局内の所属との連絡及び調整等を行う。
- (7) 技術研修（検査第一係長，検査第二係長，検査第三係長）
技術研修の企画立案及び実施に関する事務を行う。
- (8) 積算業務の統括（技術管理第一係長）
土木工事の積算基準及び積算システムの運用並びに労務及び資材等単価に関する事務を行う。
- (9) 建設事業高度情報化（技術管理第二係長）
京都市公共物GISの管理等，建設事業高度情報化に関する事務を行う。
- (10) 大型工事等における設計積算のチェック（技術管理第一係長，技術管理第二係長，検査第一係長，検査第二係長，検査第三係長）
大型工事等における設計積算のチェックを行う。
- (11) 本庁課・室の職員輸送，車両の管理・購入，代車の管理（担当係長）
本庁課・室の職員輸送，車両の管理・購入，代車の管理に関する事務を行う。

土木管理部

1 調整管理課

- (1) 部の庶務（管理係長）
部の所掌事務の連絡及び調整に関する事務を行う。
- (2) 課の庶務（管理係長）
課の庶務に関する事務を行う。
- (3) 課及び土木事務所の計理（管理係長）
課及び土木事務所に係る予算の執行管理を行う。
- (4) 土木事務所の調整等（業務統括担当課長，担当課長補佐，管理係長）
土木事務所の業務の調整，車両及び機材の管理並びに安全衛生に関する事務を行うほか，土木事務所職員の業務改善に関する事務を行う。
- (5) 土木事務所職員の服務（担当課長）
土木事務所職員の服務に関する事務を行う。
- (6) 土木事務所の事業計画等（計画調整係長）
土木事務所の事業計画に関する事務を行うほか，道路等の維持管理計画に関する事務を行う。
- (7) 技術調整等（計画調整係長）
土木事務所執行事業の技術審査・指導，道路，里道及び水路等の機能管理に係る調整・指導，新たな管理施設の管理体制・管理方法の調査及び調整に関する事務のほか，土木事務所に係る交通安全施設整備，事故危険箇所対策，大規模自転車道整備等の調査及び計画調整に関する事務を行う。
- (8) 橋りょうの修繕等及び踏切道の改良（橋りょう担当課長，橋りょう第一係長，橋りょう第二係長，橋りょう第三係長）
橋りょうの修繕及び改良に関する事務を行うほか，橋りょうの維持管理計画及び踏切道の

改良に関する工事を行う。

- (9) 防災調査（防災・設備管理担当課長，防災調査係長）

公共土木施設の災害復旧及び道路防災点検等に関する事務を行う。

- (10) 排水機場等の管理（防災・設備管理担当課長，設備第一係長，設備第二係長，設備第三係長）

排水機場，樋門，樋管及び公共土木施設の附属施設の設備等に係る維持管理を行うほか，排水機場の維持管理計画に関する事務を行う。

- (11) 水防事務組合に関する事務（防災・設備管理担当課長，防災調査係長，管理係長）

水防事務組合に関する事務を行う。

2 道路河川管理課

- (1) 課の庶務等（調整係長）

課の庶務のほか，道路，里道，準用河川及び水路等の管理^{かし}瑕疵に関する事務（産業観光局の所管に属するものを除く。）並びに道路の通行規制に関する連絡事務を行う。

- (2) 道路及び里道の占用事務（道路占用係長）

道路及び里道の占用事務（産業観光局の所管に属するものを除く。）及び土木事務所が行う当該事務の統括指導を行う。

- (3) 看板等路上物件適正化事業（路上物件適正化係長）

看板等路上物件適正化事業に関する事務及び土木事務所が行う当該事務の統括指導を行う。

- (4) 準用河川及び水路等の占用事務（河川占用係長，担当係長）

準用河川及び水路等（普通河川を含む。）に係る占用等の行為の規制（産業観光局の所管に属するものを除く。）及び占用料の収納並びに河川台帳に関する事務を行う。

- (5) 道路工事調整（技術調整担当課長，技術審査係長）

無秩序な道路の掘り返しを調整するため，道路工事調整会を開催し，道路占用企業者の道路占用工事に関する連絡調整を行う。

- (6) 宅地開発等に係る道路及び排水施設の建設の指導（技術調整担当課長，開発調整係長）

宅地開発等に係る道路及び排水施設の建設の指導に関する事務を行う。

- (7) 道路管理者以外の者が行う道路等に関する工事等の承認（技術調整担当課長，開発調整係長）

道路管理者以外の者が行う道路に関する工事及び維持並びに市長以外の者が行う里道に関する工事及び維持の承認事務（産業観光局の所管に属するものを除く。）を行う。

- (8) 道路，里道及び水路等の不法占拠対策（技術調整担当課長，指導係長）

道路，里道及び水路等の不法占拠物件の排除（産業観光局の所管に属するものを除く。）及び土木事務所が行う当該事務の統括指導を行う。

- (9) 道路管理システム関係事務（道路占用係長，担当係長（道路管理センター））

道路管理システム及び道路管理センターに関する事務を行う。

3 道路明示課

- (1) 課の庶務等（調整係長）

課の庶務のほか，道路区域明示等に伴う手数料等の徴収及び収納に関する事務を行う。

- (2) 道路，里道及び水路等の台帳の補正，道路の認定，廃止等（明示第三係長，台帳係長）
道路，里道及び水路等の管理業務の基本となる台帳の補正（産業観光局の所管に属するものを除く。）を行うほか，道路，里道及び水路等の認定及び廃止並びに区域の決定及び変更に関する事務（産業観光局の所管に属するものを除く。），道路に係る測量標に関する事務及び道路運送法，車両制限令等による道路管理者の意見等に関する事務を行う。
- (3) 道路の区域明示及び境界明示（明示第一係長，明示第二係長）
道路の区域明示及び境界明示を行う。
- (4) 里道及び水路等の境界明示（明示第三係長）
里道及び水路等の境界明示（産業観光局の所管に属するものを除く。）を行う。

4 自転車政策課

- (1) 課の庶務（調整係長）
課の庶務に関する事務を行う。
- (2) 放置自動車対策（撤去推進担当課長，撤去啓発係長）
廃自動車の認定，撤去及び処分等に関する事務並びに土木事務所等が行う当該事務の統括指導を行う。
- (3) 放置自転車等対策（撤去推進担当課長，計画推進係長，撤去啓発係長，撤去指導係長）
放置自転車対策事務を行うほか，自転車等駐車場（都市整備部及び交通局の所管に属するものを除く。）に関する事務を行う。
- (4) 自転車等駐車場や保管所の整備計画等（計画推進係長，基盤整備係長，撤去啓発係長）
自転車等駐車場や保管所整備に係る計画等に関する事務，整備に関する調査，工事並びに付置義務自転車駐車場の審査及び指導を行う。
- (5) 駐車場の管理等（計画推進係長）
駐車場（都市整備部及び都市計画局の所管に属するものを除く。）及び指定管理者制度に関する事務を行う。
- (6) 都市整備公社関係事務（調整係長）
都市整備公社（総務駐車場部）に関する事務を行う。

5 土木事務所（北部，左京，東部，南部，西部，京北・左京山間部，西京，伏見の8事務所）

- (1) 事務所の庶務等（次長，事務係長，京北・左京山間部については管理係長及び担当係長）
事務所の庶務のほか，公園の使用許可等に関する事務を行う。
- (2) 道路，里道，河川及び水路等の維持管理等（次長，維持サービス係長，京北・左京山間部については管理係長）
道路，里道，河川及び水路等の維持管理等（産業観光局の所管に属するものを除く。）を行う。
- (3) 道路，里道，河川及び水路等の監察及び破損の補修並びに災害時の応急復旧等（次長，監理係長，京北・左京山間部については担当係長）
道路パトロール及び道路，里道，河川及び水路等の破損の補修並びに災害時の公共土木施設の応急復旧等（産業観光局の所管に属するものを除く。）を行う。
- (4) 道路，里道，河川及び水路等の占用許可等（次長，占用係長，京北・左京山間部については管理係長）

道路，里道，河川及び水路等の占用許可（不法占用対策を含む。）及び原状変更の承認等に関する事務（産業観光局の所管に属するものを除く。）を行う。

- (5) 道路，里道，河川及び水路等の改修等（次長，工事係長，京北・左京山間部については担当係長）

道路，里道，河川及び水路等の改修（産業観光局の所管に属するものを除く。）並びに私道整備助成に関する事務を行う。

道路建設部

1 道路建設課

- (1) 部の庶務（調査係長）

部の所掌事務の連絡及び調整に関する事務を行う。

- (2) 課の庶務等（調査係長）

課の庶務のほか，道路，都市計画道路及び橋りょうの新設及び改良に関する事務を行う。

- (3) 道路，都市計画道路，橋りょうの新設及び改良の調査，計画及び工事等（事業促進担当課長，建設第一係長，建設第二係長，建設第三係長，建設第四係長）

道路，都市計画道路，橋りょうの新設及び改良の調査，計画及び工事等を行う。

2 道路環境整備課

- (1) 課の庶務等（調整係長）

課の庶務のほか，無電柱化事業，バリアフリー事業及び自転車通行環境整備事業等に関する事務を行う。

- (2) 無電柱化事業（事業促進担当課長，道路環境計画係長，整備第一係長，整備第二係長）

無電柱化事業に関する調整，計画及び工事を行う。

- (3) バリアフリー事業及びあんしん歩行エリア対策事業（事業促進担当課長，道路環境計画係長，整備第二係長，整備第三係長）

交通安全施設等整備事業のうちバリアフリー事業及びあんしん歩行エリア対策事業の調整，計画及び工事を行う。

- (4) 自転車通行環境整備事業（事業促進担当課長，道路環境計画係長，整備第二係長）

自転車通行環境の整備に関する調査及び計画を及び工事を行う。

- (5) 道路改良事業（事業促進担当課長，道路環境計画係長，整備第一係長，整備第二係長，整備第三係長）

道路の新設，改良及び舗装に関する調査，計画及び工事を行う。

水と緑環境部

1 緑政課

- (1) 部の庶務（業務推進係長）

部の所掌事務の連絡及び調整に関する事務を行う。

- (2) 課の庶務等（業務推進係長）

課の庶務のほか，都市緑化協会の事務の連絡，公園及び緑地の新設並びに緑化の推進に関する事務を行う。

- (3) 公園及び緑地の新設計画等（計画係長）
公園及び緑地の新設に関する調査及び計画に関する事務を行う。
- (4) 公園及び緑地の新設工事等（工事係長）
公園及び緑地の新設工事等を行う。
- (5) 緑化推進事業等（緑化推進担当課長，緑化推進係長，道路の森づくり係長）
緑の基本計画に基づく事業の推進，緑化の推進に関する調査，企画，連絡及び調整等を行う。
- (6) 街路樹の維持管理業務（緑化推進担当課長，街路樹育成係長）
街路樹の維持管理業務及び植樹を行う。
- (7) 梅小路公園の再整備（梅小路公園再整備担当課長，担当係長）
梅小路公園の再整備に関する事務を行う。
- (8) 公園，緑地等の維持管理に関する業務の統括（公園管理担当課長，業務統括担当課長，担当係長）
公園，緑地等の改良，維持補修及び管理（文化市民局の所管に属するものを除く。）に関する事務の統括を行う。
- (9) みどり管理事務所に関する事務（公園管理担当課長，担当係長）
みどり管理事務所に関する事務を行う。
- (10) 都市緑化協会に関する事務（業務推進係長）
都市緑化協会に関する事務を行う。

2 河川整備課

- (1) 課の庶務等（調整係長）
課の庶務のほか，河川，排水路等の改修及び維持補修に関する事務を行う。
- (2) 河川整備計画等（水辺環境計画係長）
都市基盤河川，水辺環境の整備及び保全に関する調査及び計画を行う。
- (3) 河川，排水路等の整備（整備第一係長，整備第二係長）
河川整備方針に基づき，河川，排水路等の改修を行う。
- (4) 都市基盤河川及び準用河川の改修等（整備第一係長，整備第二係長）
河川整備方針に基づき，都市基盤河川及び準用河川の整備に関する調査，計画，改修等を行う。

3 みどり管理事務所（北部，南部の2事務所）

- (1) 事務所の庶務等（事務係長）
事務所の庶務のほか，都市公園台帳並びに都市公園の占用に関する事務（文化市民局及び土木事務所の所管に属するものを除く。）を行う。
- (2) 公園，緑地及び街路樹の巡視業務等（指導係長）
公園，緑地及び街路樹の巡視並びに都市公園の利用指導等に関する業務を行う。
- (3) 公園，緑地等の維持管理業務（業務係長，維持係長）
公園，緑地等の改良，維持補修及び管理（文化市民局の所管に属するものを除く。）を行う。

都市整備部

1 市街地整備課

- (1) 部の庶務（調査係長）
部の所掌事務の連絡及び調整に関する事務を行う。
- (2) 課の庶務等（調査係長）
課の庶務のほか、土地区画整理事業に関する事務の統括及び連絡調整に関する事務を行う。
- (3) 普及及び助成事務（担当係長（都市整備公社）、調査係長、指導係長、計画管理係長）
土地区画整理事業の普及及び啓発、家屋移転を促進させるための資金融資のあっせん、組合施行事業の助成及び都市整備公社（区画整理部）に関する事務を行う。
- (4) 計画調査及び事業計画事務（計画管理係長）
土地区画整理事業施行予定地区内の現況調査及び施行区域の決定並びにこれらに基づく計画決定等に関する事務を行う。
- (5) 許認可及び指導監督事務（指導係長、計画管理係長）
組合土地区画整理事業の事業計画、実施計画、換地計画、定款等の許認可に関する事務を行う。
- (6) 町名、町界及び地番の整理事務（指導係長）
土地区画整理事業による町名、町界及び地番の整理に関する事務を行う。
- (7) 登記及び清算金に関する事務（指導係長）
土地区画整理事業による土地及び家屋の登記並びに清算金の徴収交付に関する事務を行う。
- (8) 公共施設引継事務（指導係長、計画管理係長）
組合土地区画整理事業施行地区内の公共施設の引継ぎに関する事務を行う。
- (9) 積算及び建築物の移転又は除却工事（積算係長）
土地区画整理事業の施行に伴う移転物件、除却物件等の損失補償費の積算並びに土地区画整理事業の建築物の移転又は除却工事に関する事務を行う。
- (10) 市街地再開発事業に関する事務（再開発施設管理係長）
京都駅南口地区、山科駅前地区及び太秦東部地区の市街地再開発施設の維持管理に関する事務を行う。
- (11) 二条駅地区の文化施設に関する事務（再開発施設管理係長）
二条駅地区の文化施設に関する事務を行う。
- (12) 京都シティ開発株式会社に関する事務（再開発施設管理係長）
京都シティ開発株式会社に関する事務を行う。

2 整備推進課

- (1) 課の庶務（調査係長）
課の庶務に関する事務を行う。
- (2) 土地区画整理事業に関する事務（事業推進係長、計画換地係長、担当係長）
上烏羽南部地区、洛北第二地区及び二条駅地区の土地区画整理事業等に係る施行に関する事務を行う。

3 南部区画整理事務所

- (1) 事務所の庶務（庶務係長）
事務所の庶務に関する事務を行う。
- (2) 土地区画整理事業に関する事務（第三・第四地区事業係長，第五地区事業係長，担当係長）
伏見西部第三，第四及び第五地区の土地区画整理事業の施行に係る事務を行う。
- (3) 維持管理に関する事務（維持管理係長）
上鳥羽南部地区，竹田地区，伏見西部第三，第四及び第五地区における公共施設予定地の管理及び占用に関する事務を行う。
- (4) 保留地処分に関する事務（担当係長）
伏見西部第三，第四及び第五地区の保留地処分に関する事務を行う。

事業推進室

- (1) 室の庶務等（副室長，調査係長，事業担当係長）
室の庶務のほか，鉄道の立体交差化事業，高速道路事業，その他道路の新設及び改良に関する事務を行う。
公共土木事業移転立ち退き資金の融資のあっせん，土地開発公社に関する事務，収用委員会との連絡調整に関する事務及び室内の他の担当の所管に属さない事務を行う。
- (2) 局長が指定する道路の新設及び改良（重点路線担当課長，事業担当課長補佐，事業担当係長）
局長が指定する道路の新設，改良に関する調査，計画及び工事を行う。
- (3) 鉄道の立体交差化事業及び京都高速道路（新十条通・油小路線）（立体交差化・広域幹線道路担当課長，事業担当課長補佐，事業担当係長）
京阪本線淀駅周辺整備事業，阪急京都線連続立体交差化事業及び梅津太秦線限度額立体交差事業に関する調査，計画及び工事を行う。
京都高速道路（新十条通・油小路線）及びその周辺街路に関する調査，計画，調整及び工事を行う。
- (4) 公共用地の取得等（用地取得担当課長，用地担当課長補佐，用地担当係長）
局の事業（都市整備部の所管に属するものを除く。）に係る公共用地の取得（不動産の評価等を含む。）及び地上物件の移転（補償金額の算定等を含む。）に関する事務を行う。
- (5) 補償金額の算定等（補償担当課長，補償審査係長，補償調査係長）
局の事業（都市整備部の所管に属するものを除く。）に係る地上物件の移転等に伴う物件補償，公共用地の取得価額及び補償金額の審査並びに損失補償基準の解釈運用に関する事務を行う。

四条通歩道拡幅推進プロジェクトチーム

四条通の歩道拡幅及び公共交通優先化に係る事業の推進に関する事務を行う。

第3 重要事務事業概要

事務事業名	概要	金額
道路・街路整備	<p>1 橋りょう耐震補強・災害防除 2,160,146 千円 平成23年12月に策定した「いのちを守る橋りょう健全化プログラム」に基づき、耐震補強と老朽化修繕を効率的、効果的かつスピード感を持って推進する。 また、緊急輸送道路等における災害防除工事など、道路の防災・減災対策に積極的に取り組む。</p> <p>2 道路管理・維持補修・交通安全対策 5,973,907 千円 道路の適正な管理を行うため、看板等路上物件適正化事業や放置自転車対策に取り組む。 道路改良、歩道整備及び交差点改良を進めるほか、国庫補助金を活用した舗装道補修や石畳舗装補修を実施するなど、適切な維持管理を推進する。 細街路対策として、区画線の引き直しやカラー化を実施し、歩行者や自転車の通行空間の確保を図る。 また、通学路を含む生活道路を対象とした安全対策について、引き続き取り組む。 さらに、環境に配慮した取組として、間伐材を活用した転落防止柵、デッキ等を京都御苑周辺に設置するとともに、道路照明灯の新設や更新時にLED道路照明灯を導入することにより、維持管理費の縮減や、更なる節電・長寿命化・低炭素化を進める。</p>	<p>千円 22,864,532</p>

事務事業名	概要	金額
	<p>3 無電柱化事業 204,400 千円 歴史都市京都にふさわしい景観の保全や都市防災の向上等を図るため、銀閣寺周辺地区（銀閣寺道）等において整備等を行う。</p> <p>4 主要幹線道路整備 14,303,879 千円 小塩山大原野線，本町下高松通等，まちづくりの骨組みとなる道路整備を引き続き行うほか，一般国道162号（栗尾トンネル）及び京都広河原美山線（二ノ瀬トンネル）においてトンネル工事等を行うなど，広域的な防災活動を支える交通基盤整備を進める。 また，京阪本線淀駅周辺整備事業及び阪急京都線連続立体交差化事業についても，引き続き事業を進める。 四条通においては，人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進のため，車道を2車線化するとともに，歩道拡幅に向けて，電線類地中化の地上機器等を移設する。</p> <p>5 自転車通行環境整備 222,200 千円 御池通等において，自転車通行環境の整備を行い，自転車と歩行者，自動車が共存可能な道路環境の形成を目指す。 また，烏丸通においては，街路樹の植栽等と併せて自転車通行部分の整備を行い，自転車通行環境の改善を図る。</p>	

事務事業名	概要	金額
河川・排水路整備	<p>1 水辺環境の整備 76,100 千円 高瀬川において、漏水防止及び護岸の崩壊防止等を目的とする護岸の改修を行う。</p> <p>2 普通河川の治水安全度調査及び整備プログラムの作成 9,000 千円 本市管理河川で過去30年間に浸水被害が発生した河川のうち、事業に着手していない8河川について、治水安全度調査を行い、その結果に基づき整備プログラムを策定する。</p> <p>3 都市基盤河川の整備 1,007,417 千円 西羽束師川、新川等都市基盤河川の整備を進める。</p> <p>4 生活環境整備 762,490 千円 住宅地内の排水施設整備として、一般排水路及び小河川の整備を進めるとともに、<small>しゅんせつ</small>浚渫等の維持補修を行う。</p> <p>5 排水機場の維持管理 513,516 千円 施設の老朽化が著しい排水機場の維持補修を行う。</p>	<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: right;">2,368,523</p>

事務事業名	概要	金額
公園緑地整備	<p>1 緑視環境向上に向けた取組 493,620 千円 「京都市緑の基本計画」を推進するため、「緑視環境の向上」に重点を置いて、桜景観創造プロジェクトや紅葉街路樹二段階剪定、都市緑化事業（花の道づくり、道路の森づくり）ケヤキ並木・保全創造プロジェクトなどを実施する。 また、烏丸通を緑豊かな京都市のメインストリートとするため、街路樹の植栽等を実施する。</p> <p>2 市民・事業者との協働による緑化推進 38,789 千円 市民公募型緑化推進事業や、市民の記念植樹奨励事業、スポンサー花壇など、市民・事業者と協働し、緑化を推進する。</p> <p>3 緑の保全・創出 1,545,726 千円 公園緑地・街路樹の維持管理や公園施設の老朽化に伴う更新に取り組むとともに、街区公園の新設整備を進める。</p> <p>4 梅小路公園の魅力向上 350,000 千円 京都水族館の開業等に伴い、賑わいが増す梅小路公園において、総合公園としての魅力を更に高めるよう、利用者の憩いの場の創出を目的とした拡張再整備に取り組む。</p>	千円 2,428,135

事務事業名	概要	金額
土地区画整理・市街地再開発	<p>1 土地区画整理事業 1,204,534 千円 良好なまちづくりのために、土地の区画形質を整え、道路、公園及び水路等の公共施設を整備改善することにより、土地の利用度を高め、もって公共の福祉の増進に資することを目的に土地区画整理事業を行う。</p> <p>現在施行中の市施行5地区（伏見西部第三～第五，上鳥羽南部，洛北第二），組合施行2地区（洛北第三，桃山東第二）の計7地区において、引き続き、道路、公園及び水路等の整備並びに維持管理等を行う。</p> <p>2 市街地再開発事業 467,652 千円 市街地再開発事業により整備した公共施設の維持管理等を行う。</p>	<p>千円 1,672,186</p>

建設企画部建設総務課

建設局のあらまし

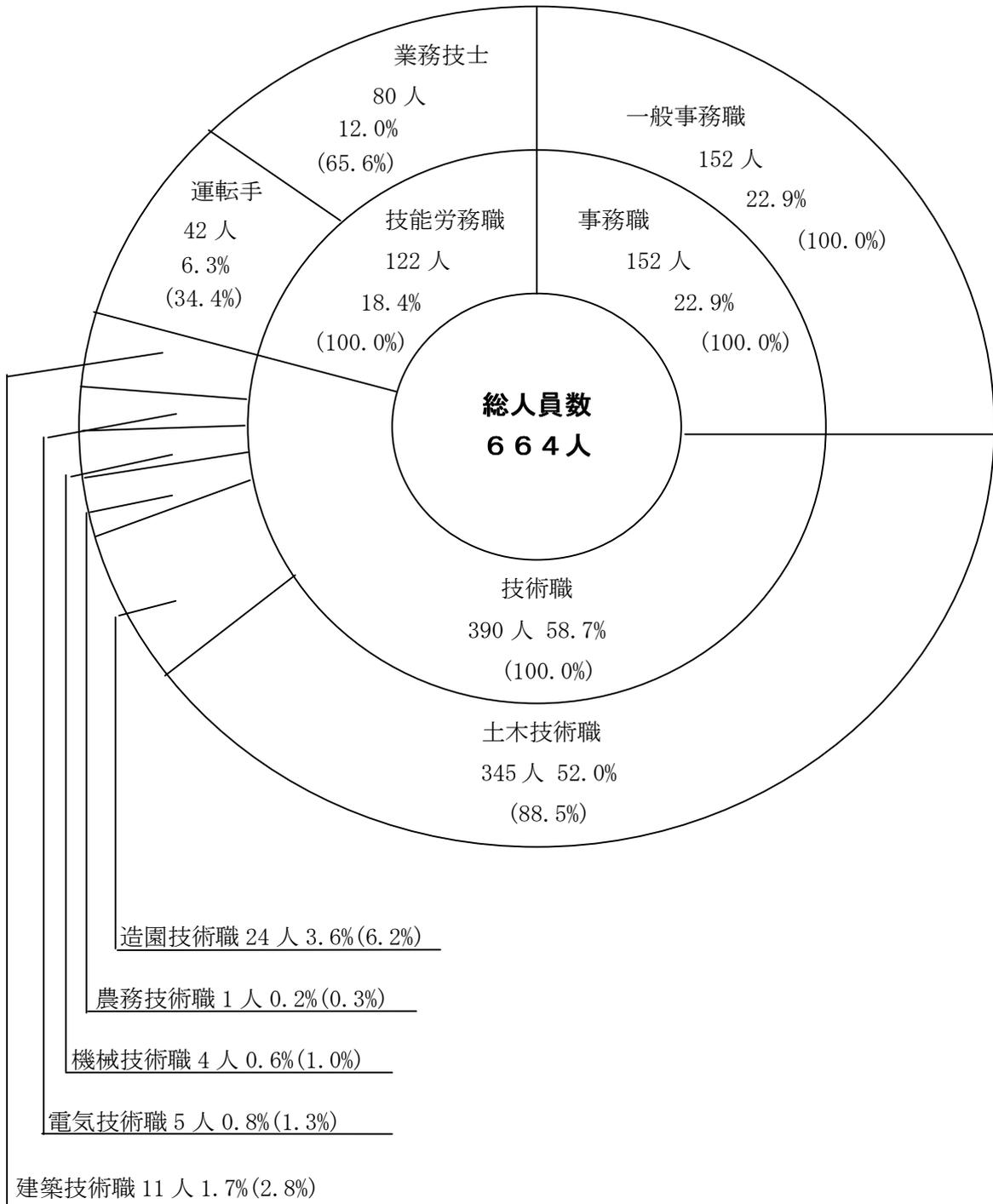
1 職員数

平成25年5月1日現在の建設局職員総数は664名であり、事務職、技術職及び技能労務職の職員はそれぞれ、152名（22.9%）、390名（58.7%）、122名（18.4%）である。

所属別職員数 (平成25年5月1日現在)

職種別 所 属		課長級以上			課長補佐級			係長級			係 員			小 計			
		事 務	技 術	技 労	小 計												
建 企	建設総務課	3	3		1			3			11	1		18	4		22
	建設企画課	1			1	1			3		3	7		5	11		16
	監理検査課		1						7	1	2	6		2	14	1	17
土 木 管 理	調整管理課	1	5	1		4	1		5		3	23		4	37	2	43
	道路河川管理課	1	1		1			5	3		11	6		18	10		28
	道路明示課		1			1		1	3		2	26		3	31		34
	自転車政策課	2		1				3	1	1	8	3	2	13	4	4	21
	北部土木事務所		2			1		1	1	1	2	10	11	3	14	12	29
	左京土木事務所		2					1	2	1	2	11	10	3	15	11	29
	東部土木事務所		2				1	1	2		3	9	11	4	13	12	29
	南部土木事務所		2					1	2	1	2	8	10	3	12	11	26
	西部土木事務所		2					1	2	1	2	11	10	3	15	11	29
	京北・左京山間部土木事務所		2			1		1		1		4	5	1	7	6	14
	西京土木事務所		2					1	2	1	2	10	10	3	14	11	28
伏見土木事務所		2			1		1	1	1	2	13	10	3	17	11	31	
道 建	道路建設課		3					1	4		3	16		4	23		27
	道路環境整備課		2						5		2	13		2	20		22
水 と 緑	緑政課	2	5	1	1				7		4	17		7	29	1	37
	河川整備課		1					1	3		1	16		2	20		22
	北部みどり管理事務所		1					1	1	2	2	3	12	3	5	14	22
	南部みどり管理事務所		1					1	1	2	2	4	13	3	6	15	24
都 整 備	市街地整備課	1	1		1	1		2	2		7	5		11	9		20
	整備推進課		1		1	1		1	1		2	7		4	10		14
	南部区画整理事務所	1	1			1		3	4		7	11		11	17		28
事業推進室		2	5		3	3		3	5		11	20		19	33		52
合 計		14	48	3	9	15	2	33	67	13	96	260	104	152	390	122	664

職員の構成



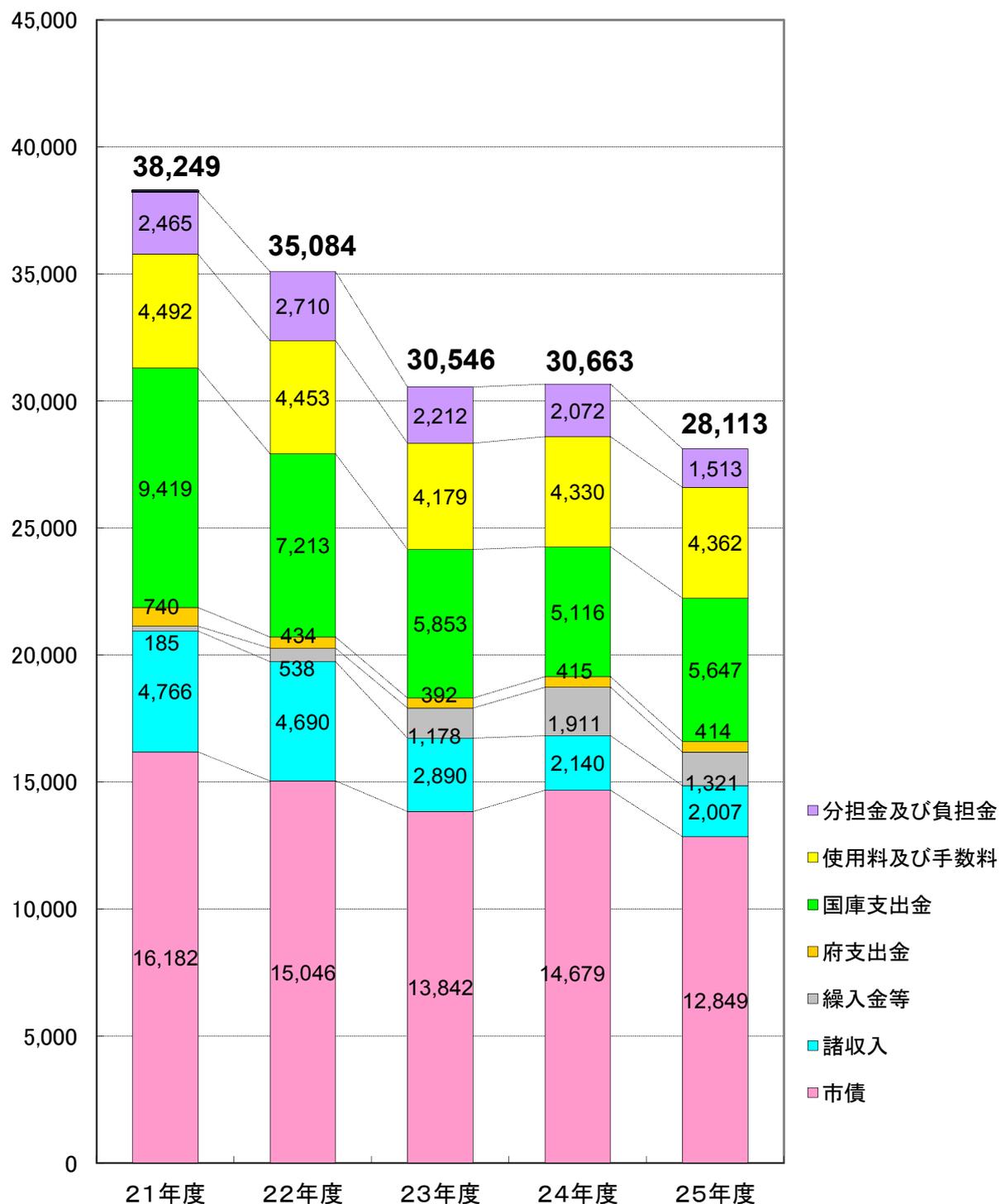
2 予算概要

(1) 建設局一般会計歳入歳出予算

ア 歳入予算

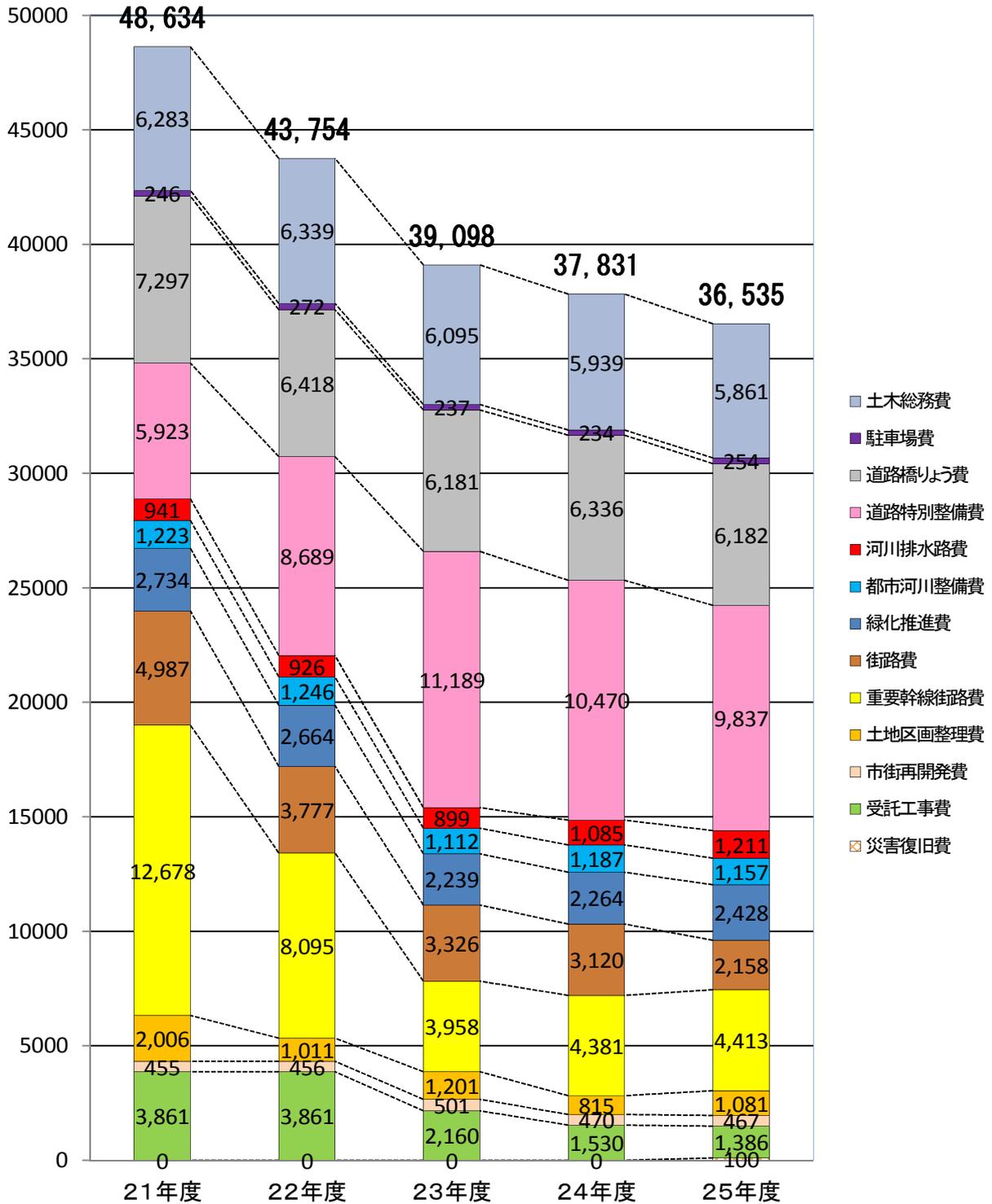
一般会計当初予算経年度比較(歳入)

(単位:百万円)



一般会計当初予算経年度比較(歳出)

(単位:百万円)



イ 歳出予算

- (ア) 土木総務費 5,861,292 千円
職員の給与費, 土木事務所運営費等に要する経費
- (イ) 駐車場費 253,624 千円
市営駐車場の維持管理, 運営に要する経費
- (ウ) 道路橋りょう費 6,181,521 千円
市単独事業として施行する自転車対策, 道路維持補修, 交通安全施設整備, 道路改良, 災害防除, 橋りょう整備等に要する経費及び駐車場事業特別会計等への繰出金
- (エ) 道路特別整備費 9,836,626 千円
国庫補助を受けて施行する道路の改良, 橋りょう整備, 交通安全施設整備等に要する経費, 国が直轄で施行する道路事業に対する地方負担に要する経費
- (オ) 河川排水路費 1,211,481 千円
市単独事業として施行する河川・排水路の補修, 改良, 排水機場の維持管理, 水防事務組合等に要する経費
- (カ) 都市河川整備費 1,157,042 千円
国, 府の補助を受けて施行する都市基盤河川改修等に要する経費
- (キ) 緑化推進費 2,428,135 千円
市単独事業及び国庫補助を受けて施行する都市公園の整備のほか, 公園及び街路樹維持管理等に要する経費
- (ク) 街路費 2,157,912 千円
市単独事業として施行する都市計画道路の整備等に要する経費
- (ケ) 重要幹線街路費 4,413,181 千円
国庫補助を受けて施行する都市計画道路の整備, 立体交差事業等に要する経費
- (コ) 土地区画整理費 1,080,534 千円
公共団体区画整理事業として施行する伏見西部第四地区ほか4地区, 組合区画整理事業として施行する洛北第三地区や, 区画幹線街路水路整備等に要する経費
- (サ) 市街地再開発費 467,652 千円
市街地再開発事業により整備した施設の維持管理等に要する経費
- (シ) 受託工事費 1,386,000 千円
各企業から受託した路面掘削跡復旧事業に要する経費
- (ス) 土木災害復旧費 100,000 千円
平成25年度に発生した暴風雨等による公共施設災害の発生に伴う復旧経費

(2) 平成25年度建設局予算

ア 道路・街路整備

23,975,240千円（局予算の65.6%）

- ・平成23年12月に策定した「いのちを守る橋りょう健全化プログラム」に基づき、耐震補強と老朽化修繕を並行して効率的、効果的かつスピード感を持って推進していく。また、緊急輸送道路等における災害防除工事など、道路の防災・減災対策を実施する。
- ・道路の適正な管理を図るため、看板等路上物件適正化事業を行う。また、道路の改良、歩道整備及び交差点改良を進めるほか、国庫補助金を活用した舗装道補修や石畳舗装補修を実施するなど、積極的に取り組む。
- ・景観の保全や都市防災の向上等を図るため、無電柱化事業に取り組む。
- ・広域的な防災活動を支える交通基盤の整備や阪急京都線連続立体交差、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進のための四条通の歩道拡幅等を実施する。

（単位：千円）

予算項目	予算額	事務事業名	事業内容等
道路橋りょう費	6,181,521		
道路管理費	664,774	道路管理 看板等路上物件適正化 放置自転車対策 道路区域明示 道路台帳整備 など	
道路維持補修費	1,972,292	舗装道補修 道路照明灯 除雪凍結防止 道路環境維持 トンネル維持 道路情報施設維持 共同溝維持 京都御苑歩行空間整備事業 その他	一般補修 特別補修 京都守口線ほか6路線 道路清掃等 笠トンネル、八瀬トンネルなど 道路情報提供装置、駐車場案内システム 烏丸、御池、押小路、油小路 京都御苑 舗装アセットマネジメント、など
交通安全施設整備費	700,695	歩道整備 交差点改良 路肩整備 踏切改良 道路照明灯 防護柵 その他	一般国道367号ほか8路線 西京高槻線 大原野79号線ほか2路線 桃山経32号線 LED道路照明灯導入 など 道路標識、区画線、道路反射鏡など

(単位：千円)

予算項目	予算額	事務事業名	事業内容等
道路改良費	984,390	道路改良 災害防除 舗装新設・私道整備助成	(西) 小塩山大原野線 (伏) 城南宮道ほか3路線 (北) 京都京北線ほか1路線 (左) 上黒田貴船線ほか2路線 (山) 四ノ宮四ツ塚線 (西) 柚原向日線 (伏) 醍醐大津線
橋りょう改修費	276,846	橋りょう補修 橋りょう改良	一般補修 特別補修 三栖高架橋ほか (右) 笹部橋ほか
駐車場事業特別会計繰出金	1,514,000		公債費等補助金
基金特別会計繰出金	68,524		駐車場基金積立金
道路特別整備費	9,836,626		
道路橋りょう整備	4,679,530	道路改築 無電柱化 道路維持・災害防除 橋りょう(耐震補強・老朽化修繕)	一般国道162号ほか6路線 銀閣寺宇多野線ほか1路線 京都環状線ほか12路線 九条跨線橋ほか28橋
交通安全施設整備	557,096	歩道 歩車共存道路 あんしん歩行エリア 交差点改良 自転車通行環境	大津淀線 本町通ほか1路線 松ヶ崎4号線他 嵐山祇園線ほか1路線 二条停車場東山三条線(御池通)ほか3路線
国直轄事業負担金	4,600,000		一般国道(指定区間内)1,9,24,171,478号
街路費	2,157,912		
幹線街路費	2,141,758	幹線街路整備	(西) 中山石見線ほか1路線 (右) 梅津太秦線ほか1路線 (伏) 京阪淀駅周辺整備事業ほか1路線
高速道路整備費	16,154	京都高速道路整備	新十条通
重要幹線街路費	4,413,181		
幹線街路整備	4,413,181	街路整備 立体交差化整備	鴨川東岸線ほか12路線 阪急京都線
受託工事費	1,386,000		大阪ガス, NTT, 関西電力, 上下水道局等の路面復旧受託工事

イ 河川排水路整備

2,368,523 千円（局予算の 6.5%）

浸水を防除し，市民生活の環境整備を図り，災害を防止するため，治水根幹施設である都市河川の整備を進め，住宅地内の排水施設整備として，一般排水路及び小河川の整備を進めるとともに浚渫等の維持補修を行う。また，近年施設全体の老朽化が著しい排水機場の維持補修を行うとともに，防災対策として排水機場の耐震改修にも取り組む。

更に高瀬川において，漏水防止及び護岸の崩壊防止等を目的とする護岸の改修を行う。

（単位：千円）

予算項目	予算額	事務事業名	事業内容等
河川排水路費	1,211,481		
河川改修費	521,761	河川改良 河川維持補修 高瀬川再生プロジェクト 治水安全度調査・整備プログラム	(北) 杉坂川ほか 1 河川 (左) 鞍馬川ほか 2 河川 (右) 奥殿川 (西) 小塩川 市内各所補修浚渫
排水路改修費	689,720	一般排水路改良補修 排水機場維持管理 排水機場維持補修 疏水等維持管理	疏水等維持管理負担金
都市河川整備費	1,157,042		
都市河川費	1,157,042	都市基盤河川改修 維持補修	(右) 西高瀬川 (山) 旧安祥寺川 (西) 新川 (伏) 西羽束師川 浚渫，除草

ウ 公園緑地整備

2,428,135千円（局予算の6.7%）

「京都市緑の基本計画」に基づき、「緑視環境の向上」に重点を置いて本計画に掲げる施策を確実に推進していく。また、公園及び街路樹の維持管理並びに既設公園の再整備等に取り組む。

（単位：千円）

予算項目	予算額	事務事業名	事業内容等
緑化推進費	2,428,135		
公園緑地維持費	1,575,148	公園維持管理 都市緑化協会運営 梅小路公園管理 かがり火管理業務 大原野森林公園維持管理 街路樹等維持管理	街路樹等育成管理，紅葉街路樹二段階剪定，桜景観創造プロジェクト，ユリノキ並木再生，花のづくり，ケヤキ並木保全創造プロジェクト，ナラ枯れ被害対策など
大宮交通公園運営費	18,500		
公園緑地整備費	379,615	街区公園再整備 緑の基本計画 都市緑化事業	各公園施設の補修，更新 まちなか緑化助成 保存樹指定，緑化推進啓発，市民の記念植樹奨励制度，四季の花ストリート事業（スポンサー花壇），市民公募型緑化推進事業など 道路の森づくり（烏丸通ほか），花のみちづくりなど
公共施設整備	454,872	街区公園等	（左）宝が池公園 （下）梅小路公園 （南）柳の内公園 （右）北梅津公園

エ 土地区画整理事業・市街地再開発事業

1,548,186千円（局予算の4.2%）

健全な市街地を造成するため、道路・公園・水路等の公共施設を整備するとともに、土地の区画形質を変更し、街区を整え、宅地の利用を高めることにより、公共の福祉の増進に資するものである。

（単位：千円）

予算項目	予算額	事務事業名	事業内容等
土地区画整理費	1,080,534		
土地区画整理費	93,172	区画整理事業清算金徴収交付業務 町名町界地番変更業務など	二条駅地区・洛北第二地区
区画整理幹線街路費	252,702	公共施設等維持管理	道路，排水路，市街灯維持管理
公共団体区画 整理補助事業費	700,136	伏見西部第三地区 伏見西部第四地区 伏見西部第五地区 上鳥羽南部地区 洛北第二地区	橋梁詳細設計，交差点改良工事など 区画道路築造，移転補償など 区画道路築造，旧排水機場撤去など 区画道路測量設計，換地計画準備など 換地計処分など
組合区画整理 補助事業費	34,524	洛北第三地区	区画整理登記 換地処分など
市街地再開発費	467,652		
市街地再開発費	467,652	公共施設等維持管理等 再開発基金管理	公共施設維持管理，健康文化施設賃借料など 職員給与費

（参考）

土地区画整理事業特別会計 124,000千円

伏見西部第三地区，伏見西部第四地区

オ その他

6,214,916 千円（局予算の 17.0%）

職員給与費，土木事務所等の運営，市営駐車場の管理運営を行う。

（単位：千円）

予算項目	予算額	事務事業名	事業内容等
土木総務費	5,861,292		
土木総務費	5,645,474	給与費 その他	職員給与費（行財政局執行） 疎開跡地借地料 新幹線下自由通路等維持管理 建設事業高度情報化 経常経費など
土木事業所費	215,818	土木事務所運営 自動車維持・更新 土木事務所等再整備など	光熱水費，夜間休日緊急連絡 体制
駐車場費	253,624		
駐車場費	235,294		市営駐車場運営委託など
基金特別会計繰出金	18,330		駐車場基金積立金
災害対策費	100,000		
土木災害復旧費	100,000	平成 25 年度災害復旧費	

（参考）

駐車場事業特別会計 2,041,000 千円

出町駐車場，御池駐車場及び山科駅前駐車場に係る運営費及び公債費

基金特別会計 342,513 千円

公共施設等整備管理金 94,993 千円

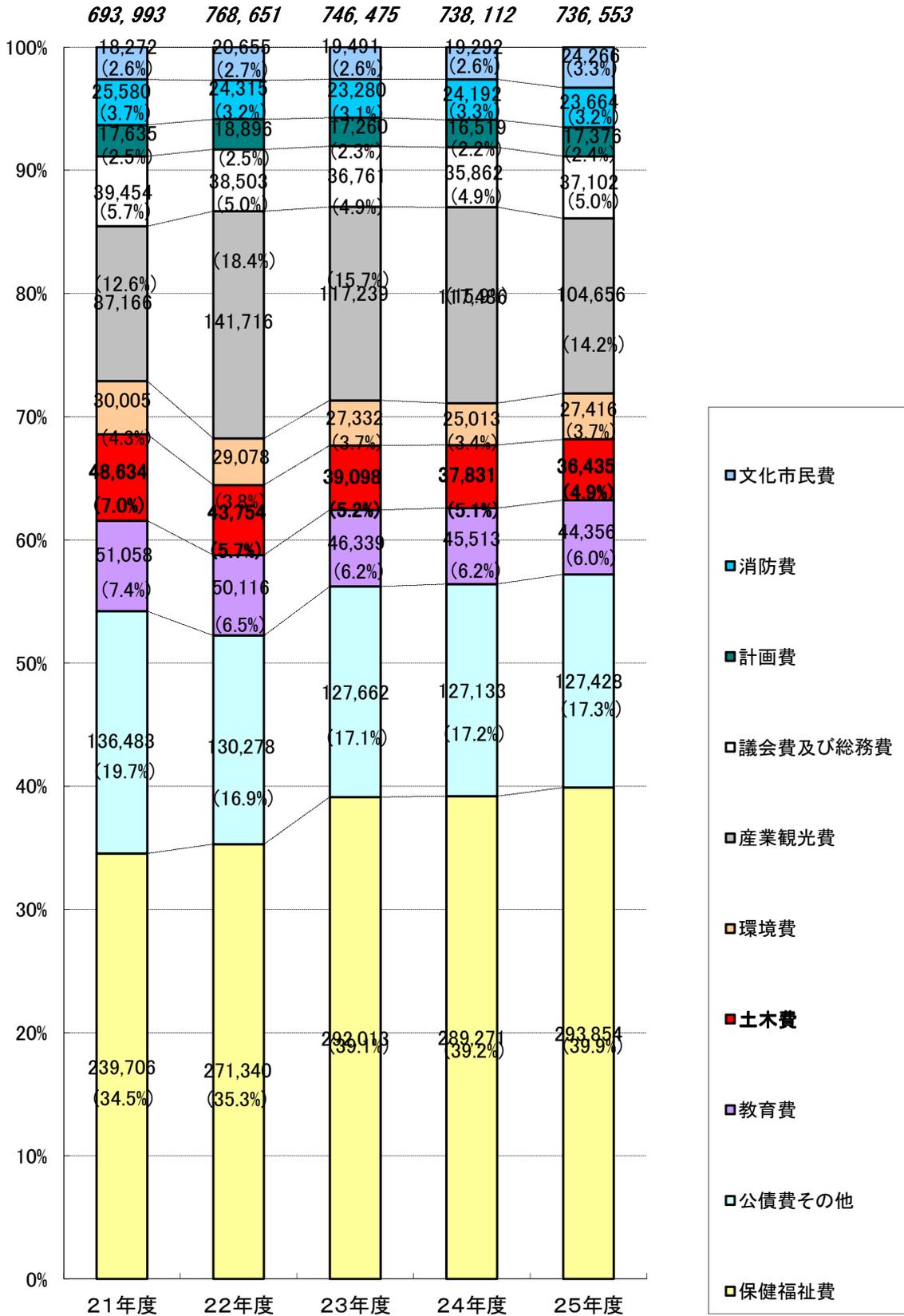
緑化・公園管理基金 97,266 千円

駐車場基金 150,254 千円

土地取得特別会計 815,000 千円

(3) 一般会計歳出予算中に占める建設局に占める土木費の割合

(単位：百万円，%)



3 市会

(1) 平成24年度建設局関連議案

ア 平成24年5月市会

区 分	件 名
議第89号	府道京都広河原美山線道路改良（トンネル新設）工事請負契約の締結について
議第90号	市道路線の認定について
議第91号	市道路線の廃止について
議第93号	町の設置及び町の区域の変更について

イ 平成24年9月市会

区 分	件 名
議第126号	市道路線の認定について
議第127号	市道路線の廃止について

ウ 平成24年11月市会

区 分	件 名
議第146号	京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
議第158号	市道路線の認定について
議第162号	町の区域の変更について

エ 平成25年2月市会

区 分	件 名
議第54号	京都市道路構造条例の制定について
議第55号	京都市道路標識等に関する条例の制定について
議第56号	京都市準用河川に設置する河川管理施設等の構造の基準に関する条例の制定について
議第57号	京都市高齢者、障害者等の移動等の円滑化に必要な道路の構造及び特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定について
議第58号	京都市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
議第59号	京都市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について
議第60号	京都市観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
議第187号	京都市緑化・公園管理基金条例の一部を改正する条例の制定について
議第188号	市道路線の認定について
議第189号	市道路線の廃止について

(2) 平成24年度建設局関連請願及び陳情

ア 陳情

区 分	件 名	受理年月日
陳第60号	遊歩道の設置（伏見区深草紺屋町）	平成25年2月20日
陳第61号	認定道路の廃止に係る協議	平成25年2月22日

4 指定管理者制度

「京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」に基づき、建設局所管の公の施設（駐車場、自転車等駐車場、公園及び健康文化施設）について、学識経験者等で構成する京都市建設局指定管理者選定等委員会における意見聴取の結果、指定候補者を選定し、議会の議決を経て、以下のとおり各施設の指定管理者を指定している。

(平成25年4月1日現在)

区分	公の施設の名称	指定管理者名	
駐 車 場	観光	京都市清水坂観光駐車場	一般財団法人京都市都市整備公社
		京都市嵐山観光駐車場	
		京都市銀閣寺観光駐車場	
		京都市高雄観光駐車場	
	路外	京都市鴨東駐車場	
		京都市円山駐車場	
		京都市四条烏丸駐車場	
	道路附属物	京都市出町駐車場	社団法人日本駐車場工学研究会
		京都市御池駐車場	京都御池地下街株式会社
	自 転 車 等 駐 車 場	公の施設	京都市西賀茂自転車駐車場
京都市御射山自転車等駐車場			
公の施設		京都市東寺駅自転車等駐車場	株式会社アーキエムズ
		京都市近鉄十条駅自転車等駐車場	
		京都市松尾駅自転車等駐車場	
		京都市上鳥羽口駅自転車等駐車場	
		京都市円町駅自転車等駐車場	
		京都市二条駅南自転車駐車場	
		京都市西大路駅北自転車駐車場	
		京都市太秦自転車等駐車場	
		京都市西院自転車駐車場	
		京都市西京極自転車駐車場	
		京都市花園駅自転車等駐車場	
京都市桂駅西口自転車駐車場			
京都市石田駅自転車等駐車場			
道路附属物		京都市松ヶ崎駅自転車駐車場	京都市自転車等駐車場管理コンソーシアム（注）
		京都市国際会館駅自転車等駐車場	
		京都市西大路御池駅自転車等駐車場	
		京都市東野駅自転車駐車場	
		京都市御陵駅南自転車駐車場	
	京都市御陵駅北自転車等駐車場		

	道路附属物	京都市柳辻駅自転車駐車場	京都市自転車等駐車場管理コンソーシアム（注）
		京都市小野駅自転車等駐車場	
		京都市桂川駅東自転車等駐車場	
		京都市桂川駅西自転車等駐車場	
		京都市太秦天神川駅自転車等駐車場	
		京都市嵯峨嵐山駅自転車駐車場	
		京都市桂駅東口自転車駐車場	
		京都市桂駅南自転車等駐車場	
		京都市醍醐駅自転車駐車場	
公園		京都市大宮交通公園	一般財団法人京都市都市整備公社
		京都市梅小路公園	公益財団法人京都市都市緑化協会
		京都市宝が池公園子どもの楽園	
山科駅前地区	路外駐車場	京都市山科駅前駐車場	京都シティ開発株式会社
	道路附属物 自転車等駐車場	京都市山科駅自転車等駐車場	
	健康文化施設	京都市ラクト健康・文化館	

注 京都市自転車等駐車場管理コンソーシアムとは、一般財団法人京都市都市整備公社及び社団法人京都市シルバー人材センターが協定に基づき設立した団体をいう。

建設企画部建設企画課

1 公共事業評価の実施

公共事業の実施過程の透明性の一層の向上や市民への説明責任、予算等の効率的な執行を図ることを目的として、事業の各段階（事前、事中、事後）において評価を実施している。

平成10年度から公共事業評価制度を導入し、事業着手後、一定期間経過した公共事業について、進捗状況や社会情勢の変化を踏まえた「再評価」を行い、学識経験者等からなる第三者機関（京都市公共事業評価委員会）の意見を聞いたうえで京都市の対応方針を定め、その結果及び審議の経過を公表している。また、平成16年度からは、事業の新規採択（新たな事業の予算化）に当たり、費用対効果分析等の結果を含めた客観的評価指標を用いて、「新規事業採択時評価（事前評価）」を、平成19年度からは、事業完了後にその整備効果を確認する「事後評価」を実施している。

京都市技術管理委員会事業評価検討部会の事務局として、評価を実施するうえで必要な連絡調整を行うとともに、京都市公共事業評価委員会の事務局を担当している。

2 建設局中長期運営方針の推進

建設局が所管する道路、橋りょう、河川、公園・緑地、区画整理等について、限られた財源の中で社会資本の新たな整備と社会資本ストックの維持管理・補修を計画的に進めるため、中長期の運営方針を平成20年6月に策定した。この方針に基づき、本市の将来展望を見据えて真に必要な社会資本の整備を推進している。

3 公共施設のアセットマネジメント導入

道路や公園など建設局が所管する公共土木施設については、適切な維持管理の実施による施設の長寿命化、維持管理・更新費用の平準化及びライフサイクルコストの最小化を図るためのアセットマネジメントの導入に取り組んでおり、建設局所管施設（舗装、橋りょう、公園、排水機場）の取組状況など、相互連携のための連絡調整等を行っている。

4 国、京都府、京都府警等との事業調整

国土交通省や京都府が実施する建設関連事業について、円滑な推進が図られるよう、京都市の窓口となって調整を行っている。また、道路改良等で必要となる交通管理者の京都府警との道路協議についても、協議が円滑に進むよう調整を図っている。

京都市内部においては、複数の局間に跨るプロジェクトや他局の事業について、建設局内における調整を行うとともに、対応方針等の取りまとめを行っている。

更に、下記のとおり、プロジェクトや事業に関わるもの以外にも国土交通省近畿地方整備局との会議等の調整業務も行っている。

【その他調整業務】

- (1) 市長・近畿地方整備局長会議
- (2) 近畿地方整備局との事業連絡調整会議
- (3) 「土木の日」の啓発活動
- (4) 琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会他

5 「京（みやこ）のみちデザイン指針」及び「京（みやこ）のみちデザインマニュアル」の運用

京都の道路は、みちの姿そのものが沿道の景観と重なって、景観を形成する重要な要素にもなっているが、市全体としては、色、形状、材質などのデザインに統一感がないなどといった課題がある。このような課題の解決を図るため、平成22年3月に「京（みやこ）のみちデザイン指針」を策定し、歩道等の舗装、防護柵などの道路デザインを京（みやこ）の景観形成の骨格と位置付け、その設計を行うに当たっての基本的な考え方を示した。

歩道等について新設、改良、補修を行う際には、「京（みやこ）のみちデザイン指針」に基づく道路のデザインとする必要があり、その事前相談及びチェックの窓口を行っている。本指針に基づき一貫した基調を持ったデザインのみちを整備することにより、京都の景観に調和し、京都の優れた景観づくりに貢献していく。

6 道路事業の新設、改良の調整・計画等

道路は都市を支える交通基盤として、大きな役割を担っている。市民生活や経済活動等に伴う交通等を円滑に処理するだけでなく、災害等の緊急輸送経路の確保及び安心・安全・快適な通行の確保等、都市において、最も基礎的な公共空間である。

「安心・安全で活力があるまち」、「歩いて楽しいまち」の構築を目指し、施策の方向性として以下の重点項目を掲げ道路事業を推進している。

- (1) 合併建設計画事業の推進
- (2) インターチェンジへのアクセス関連事業の推進
- (3) 橋りょうの架替、耐震補強、補修事業の推進
- (4) 舗装維持修繕事業の推進
- (5) 無電柱化事業の推進
- (6) 交通安全事業の推進

これらの整備実現に向けて、真に必要な路線の選択と集中を行い、事業の実施方針決定のための計画、連絡及び調整を進めていく。

7 街路事業の新設、改良の調整・計画等

都市計画道路（街路）は、都市交通施設としての機能ばかりでなく、都市環境、都市防災の向上など様々な機能を有し、都市の骨格を形成する重要な施設である。そのため、都市計画法に基づき都市計画決定された都市施設のうち道路、都市高速鉄道等を整備し、自動車交通の円滑化を図ることはもとより、都市防災機能や災害時における避難路や緊急輸送道路を確保し、安全かつ快適な交通の確保及び都市の発展に寄与していく必要がある。

「安心・安全で活力があるまち」、「歩いて楽しいまち」の構築を目指し、施策の方向性として以下の重点項目を掲げ街路事業を推進している。

- (1) 鉄道の高架化の推進
- (2) 交通結節点の整備推進
- (3) 都市内幹線道路の整備推進

これらの整備実現に向けて、真に必要な路線の選択と集中を行い、事業の実施方針決定のための計画、連絡及び調整を進めていく。

建設企画部監理検査課

1 京都市技術管理委員会の運営

技術管理委員会は、建設局元幹部の収賄事件に係る調査検討報告書において指摘された、技術関係の全庁的な組織の重要性に基づき、平成10年に設立されたものである。本市職員の技術水準の向上を図るとともに、技術管理に関する情報の共有を行っている。監理検査課では、委員会と、「技術研修部会」、「技術検討部会」及び「公共事業コスト構造改善部会」の3部会の事務局を担当している（表1参照）。

2 建設局事業推進委員会の運営

建設局所管の重要事務事業の円滑かつ適正な事務執行を図ることを目的として、平成13年8月に「建設局事業推進委員会」を設置し、重要事務事業の進行管理等を行っている。

本委員会については、破産宣告した業者に対して不適切な支出を行っていた事件が契機となり、事件後再発防止に向け、改善策を取りまとめる中で、工事の進行管理の充実と強化を図るために設置されたものである。

3 建設局技術審査委員会の運営

入札契約制度のより一層の適正化を図るため、企業の技術力を適正に評価したうえで、対象工事の特性に応じた新たな入札制度の導入を進めていく必要がある。その際、必要となる技術審査を公正かつ組織的に行うため、建設局内に「建設局技術審査委員会」を設置し、発注者としての説明責任を果たすよう努めている。特に公共工事の調達においては価格のみで判断するのではなく、品質面や工事の施工方法等も考慮したうえで調達を行うことが極めて重要となっており、技術審査委員会に設置する専門部会において検討し、総合評価方式による入札を推進している。

4 土木工事の積算基準の管理・運用

土木工事や設計業務等の予定価格の算定時に使用される「土木工事標準積算基準書」、「京都市土木積算システム設計単価」等の管理を行っている。

また、客観性及び妥当性を確保しながら、合理的かつ効率的な積算を行うことを目的に導入した「京都市新土木工事積算システム」の運用統括を行っている。

5 土木工事等の監理及び検査

(1) 大型工事等の設計積算の点検（大型工事の二重チェック）

大型工事等について、工事担当課（所）による通常の照査等（チェック）に加え、工事担当課（所）と異なった観点で設計及び積算の点検を行っている。当初設計に対しては、主たる工法の決定理由や設計単価等を、変更設計や追加工事に対しては、その変更等に至った経過や理由を検証し、工法、工期及び単価等を当初設計と比較検討し点検する。

また、鉄道事業者等に工事を委託する場合、締結する協定書の内容のチェック工事は担当課で行っているが、委託工事における更なる透明性の確保を行うため、大型工事の委託について監理検査課による二重チェックを行う。

(2) 土木工事等の検査

建設局及び都市計画局所管の土木工事等の適正かつ厳正な施行を確保するため、工事監督課（所）から独立した機構の下に検査を担当している。

検査は「地方自治法」に基づき、土木工事等の成果を契約書、設計図書その他の書類と照合して請負者の義務履行を確認し、工事実施状況、出来形及び品質の審査を行い、土木工事等の完成を見極め、給付の完了を確認する検査に加え、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに、工事に関する技術水準の向上に資することを目的として、工事実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、請負者の企業及び技術者の技術力を評価する技術検査を行っている。（表2参照）

検査の種類

ア 技術検査（不可視部分の工事実施状況、出来形、品質及び出来ばえを確認する検査）

（ア）現場中間検査

（イ）工場等派遣中間検査

イ 工事検査（給付の完了を確認し、技術力を評価するための検査）

（ア）既済部分検査

（イ）既済部分検査に準ずる検査（部分引渡し、契約解除に伴う措置）

（ウ）完成検査

(3) 土木請負工事必携、土木請負工事・検査諸規定等

建設局所管の土木請負工事等が、契約約款、設計図書等に基づき、適切に施行、実施されることを目的として、請負者（受注者）及び発注者の事務手続、義務等を定式化した工事の共通仕様書等を網羅した「土木請負工事必携」、「土木請負工事監督・検査諸規程」、「土木設計業務等委託必携」等の制定、改定等を行っている。

(4) 施工体制の点検

平成13年4月に「公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律」（以下、「適正化法」という。）が施行されたことに伴い、発注者が工事現場の適正な施工体制を確保するため、建設業法、適正化法等に定める技術者の配置、工事施工体制台帳等の整備状況の確認事項について一斉点検を行い、不良不適格業者の排除、是正指導等を行っている。

(5) 国土交通省所管事業の会計検査

国土交通省都市局、水管理・国土保全局、道路局所管の国庫補助事業の会計検査の実施に対して会検連絡本部を設置し、京都府、受検担当課（室、所）との連絡、調整を行っている。

6 公共事業コスト構造改善

平成19年度までは、平成13年3月に策定した「京都市公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」に基づき公共工事の総合的なコスト縮減を進めてきた。平成20年度からは、これまで実施してきたコスト縮減施策の定着を図るとともに新たな施策を積極的に実施し、良質な社会資本を効率的に整備・維持することを目指して平成20年6月に策定した「京都市公共事業コスト構造改善プログラム」に基づき、全庁を挙げてコストと品質の両面から公共事業を抜本的に改善する取組を推進している。

コスト構造改善に関する取組の実施状況をフォローアップ（検証）し、年度ごとにフォローアップ結果を広報している。

【参考】総合コスト改善率等（平成19年度で標準的な工法や材料を使用した場合と比較）

年度	20	21	22	23	24
改善額等（億円）	26.6	25.5	42.3	47.7	61.2
総合コスト改善率（％）	7.0	5.7	9.6	13.5	15.1

7 建設副産物のリサイクル推進

本市では、資源循環型社会の構築を目指し、公共事業等に伴い発生する建設副産物の抑制及び再利用の促進並びに適正な処理を全庁的に推進している。

近年の社会情勢の変化や京都市の再資源化の実績を踏まえ、「京都市建設副産物対策協議会」の事務局として、建設副産物の利用実態の把握やリサイクルの普及啓発を行うとともに「京都市建設リサイクル推進プラン'10」を策定し、具体的施策の推進に取り組んでいる。

8 建設事業高度情報化の推進

公共事業の効率性、品質の向上、透明性の確保及び工事コストの縮減等を図るとともに、説明責任を果たすことを目的に、公共事業の調査・計画、設計、施工、維持管理等の実施過程で発生する各種情報を電子化することにより、市民と行政、発注者と受注者などの関係者間において効率的に情報を交換・共有・連携できるように情報化を推進している。

また、里道・水路や認定道路等の管理業務を円滑に行い、市民サービスの向上を図るための支援ツールとして構築した、京都市公共物GIS（地理情報システム）の管理を行っている。

9 技術研修の実施

「京都市技術研修基本計画」に基づき、高度化、多様化する建設行政の諸課題に対し、幅広い視野と行政の専門知識、技術及び総合的な調整能力を持った人材の育成を図ることを目的として実施している。

また、近年の厳しい財政状況の中、より一層の効率的な事業の執行が求められており、あわせて、今後、老朽化する社会資本を適切に維持管理していくために必要な技術や災害等に対して臨機に対応できる実務能力の取得など、職員は日々技術力の向上に努めていかなければならない。

一方で、建設局が実施する集合研修に加え、技術職員の経験年数に応じてきめ細かな階層別研修を実施し、技術職員の更なる技術力向上を図っている。

さらに、市民の多様化するニーズに的確かつ迅速に対応するために、工事の進捗に伴い様々な場面で土木アドバイザー（嘱託職員）が現場に同行し、現場のマネジメント能力の向上を図るとともに、豊富な経験やノウハウの継承を行っている。

また、京都市技術管理委員会技術研修部会の事務局として、技術職員全体や職種別の技術職員に共通するテーマについて、技術研修部会が主催する研修、技術講演会等の推進に取り組んでいる。

10 建設業界団体の指導・育成

地元建設業界の健全な発展を支援するため、業界団体との意見交換会を開催するなど、その指導・育成に努めている。

1 1 本庁課・室の職員輸送及び車両の管理

本庁課・室の職員輸送を行うとともに、連絡車、代車の管理を行っている。

建設局の職員輸送業務は、各所属に配置された運転担当職員により各所属毎に行ってきたところであるが、限られた人員・機材の効率的な運行管理の推進のため、平成19年度から本庁課・室の職員輸送業務について監理検査課へ一元化した。

今後も、引き続き、建設局事務事業の一層の推進に寄与する職員輸送業務の確立を目指す。

参考 表1 京都市技術管理委員会組織図

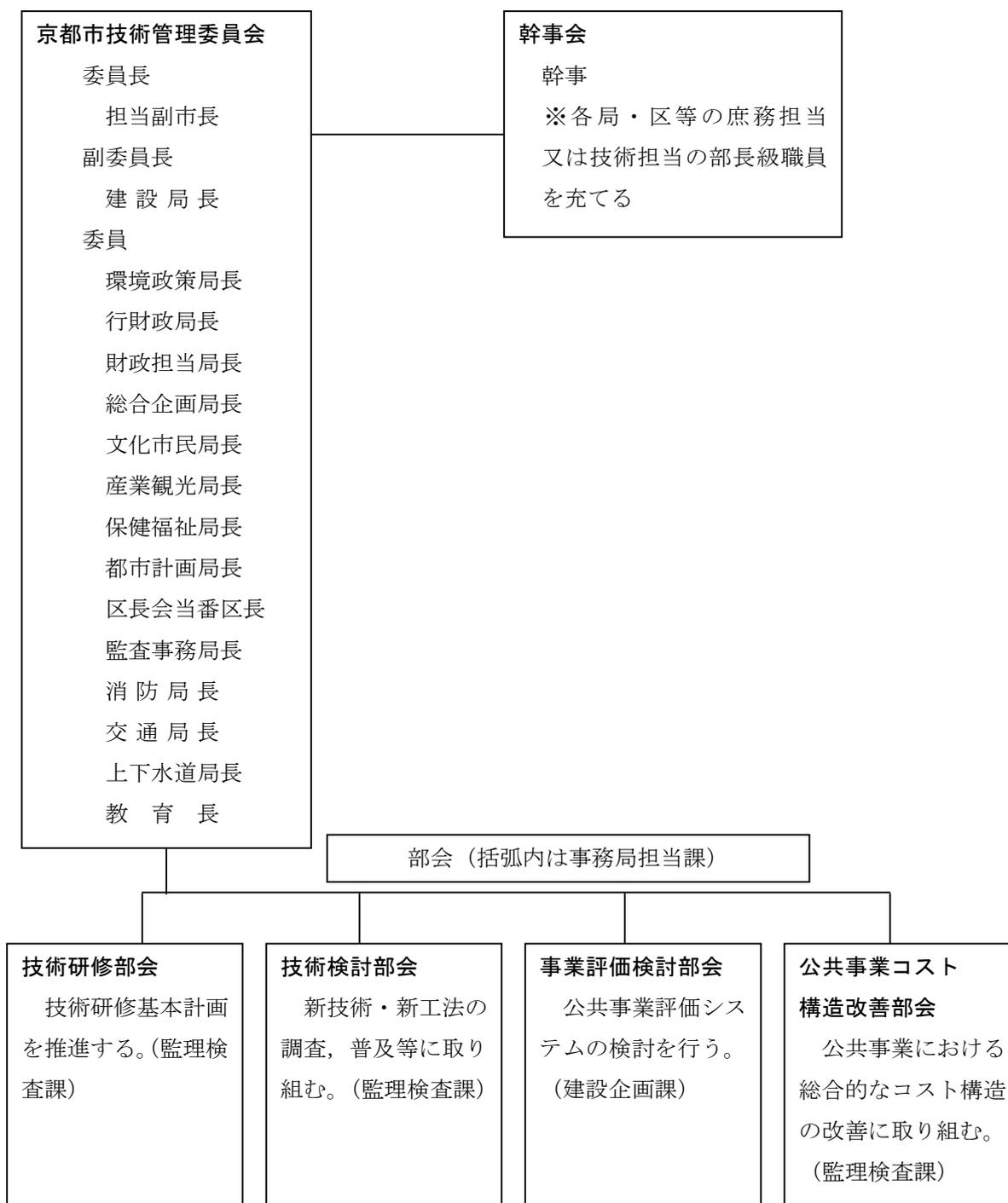


表2 検査実績

区分		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		件数	金額 (百万円)								
完成検査 (5百万円超)	補助事業	59	3,640	64	4,454	76	4,834	70	3,332	73	7,737
	単独事業	159	4,487	135	3,325	127	3,131	149	3,673	107	2,725
完成検査 (5百万円以下)	補助事業	3	9	2	6	10	29	12	19	22	45
	単独事業	152	373	123	326	222	486	216	431	267	429
計		373	8,509	324	8,111	435	8,480	447	7,455	469	10,936
既済検査 (5百万円超)	補助事業	6	379	4	129	5	510	2	1,229	1	337
	単独事業	7	123	7	116	3	46	2	76	2	46
既済検査 (5百万円以下)	補助事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	単独事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		13	502	11	245	8	556	4	1,305	3	383
現場中間検査 (5百万円超)	補助事業	6		9		11		5		7	
	単独事業	4		0		10		2		1	
計		10		9		21		7		8	
工場等派遣 中間検査 (5百万円超)	補助事業	5		5		6		6		11	
	単独事業	4		5		4		4		8	
計		9		10		10		10		19	
検査件数合計		405		354		474		468		499	

土木管理部調整管理課

1 道路の維持補修 ※1

(1) 道路維持補修

舗装道（歩道及び車道）について、老朽化等に応じて補修し、適切な維持管理を行っている。

(2) 道路照明灯維持管理

道路照明灯については、夜間の交通安全確保のために、本市の「道路照明灯設置基準」に基づき設置し、維持管理を行っている。

(3) 道路清掃

道路清掃については、交通量が多く、人家が連たんし、人力による清掃ができない幅11m以上の道路で、かつ、歩車道の区分がある幹線の道路について機械清掃を行っているほか、歩道の人力清掃や中央分離帯の清掃も行っている。

(4) 除雪・凍結防止対策

積雪の多い北区、左京区、及び右京区の山間地域と市街地を結ぶバス路線等を中心に、交通途絶による不安を地域住民に与えないよう、除雪作業を行っている。

また、路面の凍結による交通渋滞やスリップ等による交通事故が多発している箇所については、凍結防止剤の散布等を行い、道路交通の安全確保に努めている。

(5) 舗装アセットマネジメント

京都市内の舗装に関するデータを蓄積し、ライフサイクルコストを考慮した効果的、かつ、計画的な舗装の維持管理を実施するため、最適維持管理手法（アセットマネジメント）の考え方に基づく取組を進めている。

(6) 通学路の安全対策

平成24年5月に、頻発する悲惨な交通事故を受け、全市立小学校170校の通学路について緊急に点検を実施。その結果を基に課題箇所を抽出し、対策が必要な箇所について関係機関と連携しながら、平成25年5月までに緊急対策を完了した。

また、「土木事務所・警察署道路交通連絡会議」で対策個所の選定や検討を行い、土木事務所・警察署、教育委員会、地域や各区役所の連携のもと、生活道路全般の交通安全対策に取り組んでいる。



(7) その他道路付属物維持管理

円滑な道路交通の確保のため、共同溝、トンネル及び道路情報管理施設の維持管理を行っている。

2 交通安全施設等整備事業 ※1

交通事故の防止を目的に、「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に基づき歩行者の安全確保のための交通安全施設の整備拡充を図っている。

具体的には、交通安全対策特別交付金により、歩道等の整備、交差点改良、道路標識や防護柵、道路照明灯等の道路附属物の設置を行っている。

3 橋りょうの耐震補強と老朽化修繕

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を目の当たりにして、災害時の避難ルートや緊急車両等の通行確保に向け、橋りょうの耐震補強をスピードアップすることが課題となっている。また、本市では約2,800橋の橋りょうを管理しており、そのうち、建設後50年以上を経過した橋りょうが約3割を占め、20年後には約8割に達するなど、これらの老朽化した橋りょうの修繕を進めていくことが必要である。これらの状況を踏まえ、橋りょうの「耐震補強」および「老朽化修繕」を効率的・効果的に推進していくため「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」を平成23年12月に策定し、耐震補強17橋、老朽化修繕34橋を、平成24年度から平成28年度までの5年以内の完了に向けて実施している。

4 路面復旧受託工事 ※1

NTT、大阪ガス、関西電力、上下水道局等の企業者が行う、地下埋設物（電らん、ガス管、上下水道管）の設置又は修繕のため掘削した道路の復旧工事は企業者によって行っているが、道路の構造を保全するために必要な場合や、同時に他工事を実施する場合は、本市が企業者から委託を受けて施行している。

なお、交通に支障のないよう埋設工事完了後は、直ちに仮復旧を行っているが、復旧については、必要な養生期間を置いた後、施行している。

5 舗装新設 ※1

(1) 概要

市民の暮らしと密接な関係がある、いわゆる生活道路整備の重点政策の一つとして、年々舗装新設工事を進めてきた結果、市内の主要な道路の大部分が舗装化されており、今後も引き続き周辺地等の整備を進める。

(2) 事業費の推移

年度	件数	延長 (m)	面積 (㎡)	事業費 (千円)
20	4	254	802	5,232
21	2	261	912	4,661
22	2	258	878	3,176
23	3	400	1,188	5,073
24	4	283	959	3,997

6 私道整備助成 ※2

(1) 概要

道路は、市民生活を支える基盤であり、効率的かつ効果的に維持補修し、適切に管理して

いく必要がある。

市内には公共性のある私道が多数存在しており、市民生活にとって不可欠なものであるため、私道の整備に対し、地元所有者だけの負担に帰すことなく、その費用の一部を助成すべく、昭和46年度から助成制度を発足させた。

(2) 舗装の新設工事

助成を受けられる「私道」は次の要件をすべて備えていることが必要である。

- ア 現に一般交通の用に供されていること。
- イ 幅員が1.5メートル以上あること、又は幅員が1.5メートル未満で市長が特別の事情があると認めるものであること。(幅員には側溝の幅も含む。)
- ウ 建設完了後、3年以上経過していること。

(3) 舗装の補修工事

助成を受けられる「私道」は次の要件をすべて備えていることが必要である。

- ア 現に一般交通の用に供されていること。
- イ 幅員が1.5メートル以上あること、又は幅員が1.5メートル未満で市長が特別の事情があると認めるものであること。(幅員には側溝の幅も含む。)
- ウ 前回の舗装工事後9年以上経過していること又は前回の舗装工事後の年数が9年未満で市長が特別の事情があると認めるものであること。
- エ 補修工事(全面打換え又は部分打換えを要するものに限る。)に係る部分の延べ面積が50平方メートル以上のものであること。

(4) 排水施設(L型街渠)の新設・補修工事

助成を受けられる「私道」は、舗装の新設工事・舗装の補修工事に付帯して行う排水施設(L型街渠)の新設又は補修工事であること。

なお、(2)~(4)の各助成の申請は、各土木事務所で受け付け、本年度の受付期間は5月13日~8月30日である。

(5) 私道整備助成の実績

舗装の新設工事	年度	件数	延長 (m)	面積 (㎡)	助成額 (千円)
	20	2	122	332	432
	21	4	135	298	477
	22	1	37	85	235
	23	2	168	356	933
	24	5	240	726	2,190

* 助成額：標準工事費の3/4

(平成10年度までは2/3、平成11年度~平成21年度まで1/2)

舗装の補修工事	年度	件数	延長 (m)	面積 (㎡)	助成額 (千円)
	20	5	428	1,086	1,645
	21	4	227	417	780
	22	6	612	1,854	9,393
	23	5	271	805	4,783
	24	5	404	1,411	7,574

* 助成額：標準工事費の3/4

(平成9年度までは2/3, 平成10年度～平成21年度まで1/2)

L型街渠	年度	新設・補修	件数	延長 (m)	助成額 (千円)
	22	新設	0	0	0
		補修	3	376	3,755
	23	新設	0	0	0
		補修	2	262	1,314
	24	新設	0	0	0
補修		4	314	2,856	

* 助成額：標準工事費の3/4

(6) 私道における安全確保施設整備

公共性の高い私道において、安全性を向上させるため、自治会等からの要望に基づき、安全確保施設（カーブミラー、転落防止柵、区画線（路側の白線））を整備している。

7 踏切道改良事業

(1) 概要

踏切道の改良を促進することにより、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与する。

(2) 踏切道の改良

「踏切道の拡幅に係る指針」に基づき、鉄道事業者と協議を行い、既に前後の道路と幅員差が生じている踏切道について、漸次改良していくこととしている。

(3) 踏切の現況

(単位：箇所)

鉄道事業者	JR	近鉄	阪急	京阪	京福	叡山	合計
踏切数	28	7	22	52	57	41	207

8 排水機場の管理

多くの都市基盤河川、都市下水道、普通河川及び幹線排水路の流末に位置する市内南部地域は、勾配が非常に緩やかで流末の宇治川や桂川との高低差が少ないため、自然排水が困難で、大規模な降雨があった場合には、甚大な浸水被害を受けやすい低湿地帯が多い。

南区や伏見区内のこれらの地域では、出水時に放流河川（本川）からの逆流を防止し、内水やたん水を強制排水する必要があるため、排水機場の建設を進めてきた。現在、34箇所（建設局管理分）の排水機場においては、老朽施設の改修等を含め、非常時等に的確に対処できるよう維持管理している。

9 災害復旧事業

暴風、豪雨、洪水、地震及び雪崩等の異常な自然現象により、公共土木施設（道路、河川等）が被災した場合、①国庫補助を活用し、②市民生活等への影響を最小限に食い止めるため緊急対策を含めて災害復旧事業を実施している。

災害復旧事業実績（全体）

（単位 千円）

年 度	2 0	2 1	2 2	2 3	2 4
発生件数	4	1	1 7 2	5 2	1 3 8
決算額	40,806	19,283	602,864	92,432	535,123

1 0 水防事務組合

伏見区南部（桂川・宇治川合流点周辺）の水防活動に当たる2つの水防事務組合に関する業務を行う。

(1) 澱川右岸水防事務組合

構成市町 京都市・八幡市・久御山町

所属水防団 竹田，下鳥羽，横大路，納所・向島，淀・久御山・八幡の5団

水防団人数 3 1 7 名

区域住民数 約3 9，0 0 0 人

(2) 桂川・小畑川水防事務組合

構成市町 京都市・長岡京市・大山崎町

所属水防団 久我，羽束師，淀，長岡京・大山崎の4団

水防団人数 2 6 6 名

区域住民数 約4 1，0 0 0 人

1 1 その他維持補修

(1) 河川及び排水路の補修，しゅんせつ，除草等

(2) 建設局所管の4か所の昇降機の維持補修等

※1 調整管理課で計画・調整・管理を行い，土木事務所が事業(工事)を実施しているもの

※2 調整管理課で計画・調整・管理を行い，土木事務所で受付・工事を実施しているもの

土木管理部 道路河川管理課

1 道路の占用

道路は、本来、人や車等の交通の用に供されるものであるが、そのほかに都市生活を営むうえで欠くことのできない上下水道、ガス及び電話施設が埋設され、電柱等の設置も行われている。これらの施設の設置は、道路本来の機能を損なわない範囲で認められるべき性格のものである。

道路占用許可とは、道路管理権に基づいて、道路に一定の施設を設けるとともに継続的に使用する権利を設定し、これを一種の公権として保護するものである。道路占用をしようとする者は、占用する物件、目的、期間及び場所等を明らかにして道路管理者に許可を申請しなければならない。申請を受理した道路管理者は、当該申請内容が適法であるかどうかを審査して、許可又は不許可の処分をすることとなる。

主な道路占用許可状況

区別		年度	20	21	22	23	24
電柱	関西電力		82,684本	83,648	83,431	83,839	83,930
	N T T		47,203本	47,059	47,129	47,101	46,982
管路	関西電力		1,581,049m	1,512,489	1,510,676	1,522,759	1,523,609
	大阪ガス		2,744,192m	2,773,487	2,760,086	2,784,242	2,791,345
	N T T		5,595,918m	5,569,573	5,549,857	5,576,797	5,581,741
人孔	関西電力		37,359 m ²	37,325	37,402	37,374	37,376
	大阪ガス		2,679 m ²	2,706	2,703	2,722	2,716
	N T T		57,705 m ²	57,534	57,652	57,538	57,547
線类等(架空線類)			5,293m	5,213	5,529	5,365	5,246
埋設管			17,143m	17,144	17,388	18,405	18,386
アーケード			46,957 m ²	46,957	46,957	46,788	46,788
日よけ			7,037 m ²	6,642	6,277	5,644	5,357
上空・地下通路			1,389 m ²	1,389	1,469	1,469	1,469
看板			18,209 m ²	18,153	17,594	16,798	15,598
標識			1,305本	1,305	1,328	1,304	1,307
高架下倉庫			1,656 m ²	1,656	1,656	1,688	1,698
囲い込み			2,880 m ²	2,837	2,682	2,675	2,675
都市型CATV			964,669m	1,016,561	1,146,764	1,215,801	1,390,224
認定電気通信事業			2,253,728m	2,478,260	2,612,492	2,772,201	2,832,968
短期占用分			727件	733	857	850	930

(注) 占用料免除分は含まない(アーケードを除く。)

道路占用料収入状況

(単位 千円)

区別		年度	20	21	22	23	24
占用料収入額			2,981,604	3,000,088	2,993,834	3,041,578	3,142,259

2 道路工事調整会

道路占用工事と道路工事による道路交通の障害，不経済な道路の掘返し及び公衆災害を防止することを目的とし，電話，電気，ガス及び上下水道の各企業者，道路工事関係者，警察，消防等の関係機関が共同して，年4回の道路工事調整会を開催している。

調整会では，その目的達成のため，原則として3年以上の掘返し規制期間を定めるほか，同一箇所に2つ以上の工事が重複する場合には，その工法工期の合理的調整を行うとともに，各工事施行者に対して，長期的な展望に立った工事計画及び安全対策の確立を指導している。

また，年末年始，観光シーズン，祇園祭及び年度末の期間には，幹線道路等特定の路線について，特に工事規制期間を設けている。

3 アーケード連絡協議会

アーケードの設置については，防火上，交通上及び衛生上の弊害を伴うものであることから極力抑制する方針としており，建設局（土木管理部道路河川管理課，調整管理課，土木事務所），都市計画局（建築指導部建築指導課，同建築審査課，屋外広告物適正化推進室），産業観光局（商工部商業振興課），消防局及び警察で構成するアーケード連絡協議会を開催し，アーケードの設置及び改修を審査している。

4 「道路ふれあい月間」運動 - 8月10日は「道の日」 -

「道の日」は，道路愛護の精神のみならず，道路の意義及び重要性に対する国民の関心を高めるために，国において，8月10日に制定された。

「道路ふれあい月間」運動は，毎年8月1日から8月31日までを，道路環境を積極的に整備するとともに，道路の正しい使用と道路愛護の思想の周知徹底を図り，道路を常に広く美しく安全に使用する気運を高めることを目的として，国土交通省の呼び掛けにより全国的に実施しているもので，本市においても市民に対して種々の啓発活動に取り組んでいる。



「つなげよう
僕の道から
きみの道」
(平成二十四年度推進標語)

平成二十四年度「道路ふれあい月間」
写真コンクール最優秀作品（啓発物品に使用）

5 道路監察

道路法では、道路管理者は道路を常時良好な状態に保つように維持及び修繕し、一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない（第42条）、道路法に違反する行為に対しては、必要な措置を命ずることができる（第71条）とされている。また、この権限及び義務を代行させるため道路管理者は道路監理員を任命できるものとされている（第71条第4項）。

本市においても、各土木事務所に道路監理員を配置し、道路パトロールを実施することにより、違法行為等の改善指導及び取締りを行っている。

【道路監察の主要な業務】

- (1) 道路損傷及び汚損行為の摘発と改善指導
- (2) 道路不法占用及び不正使用行為の摘発と改善指導（看板、商品突出し、放置車両、放置自転車等）
- (3) 道路の自然破損箇所の発見と措置
- (4) 道路工事現場の交通障害の発生防止並びに施行方法及び安全対策の指導
- (5) 道路に支障を及ぼす沿道の建築工事の指導
- (6) 災害等の発生による緊急時の出動及び応急措置等

6 看板等路上物件適正化事業

道路の不法占用物件の大半を占める置看板、商品突出し、上空看板及び日よけ等は、市内至るところにあり、数量も膨大である。

このため、商業活動に起因するこれらの不法占用物件について、商店街や関係業者を中心に道路の正しい利用を呼び掛けるとともに、市内全域の実態調査を実施している。その結果に基づき、占用が認められる上空看板及び日よけについて、占用許可基準に適合するものは許可申請を行うよう、適合しないものは改善又は撤去するよう、文書又は訪問により指導している。

また、置看板及び商品突出し等の占用が認められない物件については、撤去又は民地内へ収容するよう指導して、路上物件の適正化を図っている。

平成24年度巡回指導

訪問事業所数 13,231件	物件種別	申請指導	改善指導
	上空看板	110	77
	日よけ	5	2,804
	置看板	—	693
	商品突出	—	148
	計	115	3,722

平成24年度物件数・許可件数

		平成23年度末 物件数	平成24年度中増減		平成24年度末	
			新設	撤去・収容	物件数	許可件数
上空看板	適合	18,106	56	919	17,243	9,509
	不適合	2,737	258	230	2,765	—
日よけ	適合	2,557	△328	52	2,177	1,984
	不適合	7,484	364	244	7,604	—
計		30,884	350	1,445	29,789	11,493

※ 平成20年度より、日よけのうち固定式日よけを、適合物件から不適合物件に分類変更している。

※ 日よけの新設が(△)マイナスとなっているのは、固定式日よけ等の物件を適合から不適合に分類を変更したため。

7 河川及び水路等の占用

特定の者が一定の目的で河川敷や水路敷を独占的に使用しようとする場合（自分の家や店に通じる橋を架けたり、河川敷を利用して工事をしたりする場合）には、河川や水路等を安全に管理しておくために、河川・水路等の管理者による「占用許可」が必要となる。本市が管理する河川・水路等（農業用水路等を除く。）について、河川法及び京都市水路等管理条例に基づき、占用等の許可処分を行っている。

平成24年度占用許可等処理件数

	準用河川	従来市有水路	旧国有水路	合計
新規占用許可	10	5	169	184
更新占用許可	49	121	97	267
その他	1	6	111	118
合計	60	132	377	569

(注)「その他」には、工事承認、地位譲渡等を含む。

8 不法占用対策

不法占用対策では、占用許可の対象としていない家屋、店舗、物置小屋及び塀などの物件による不法占用を対象にその適正化に向けて取り組んでいる。

不法占用の中には、道路又は水路等と隣接地との境界が明確でない場合や不法占用物件が日常生活の基盤になっている場合もあり、解決の長期化が避けられない状況にある。

不法占用対策に当たっては、まず土木事務所から不法占用者に対して行政指導を行い、自主撤去の履行を促しているが、不履行の場合は法又は条例に基づく監督処分（除却、改善命令又は原状回復命令）を行い、場合によっては「告発」も行う。監督処分を行ってもなお履行されない場合は、土木事務所から道路河川管理課が事務を引き継ぎ、「行政代執行」又は「民事訴訟」等の手続を行っている。

道路、水路等の形態を有さず、将来においても機能の回復を必要としない場合には、当事者からの申請によって路線又は指定を廃止し、道路又は水路敷地を払い下げることにより、解決を図っている。

9 宅地開発等に伴う道路及び排水施設の指導

都市計画法第29条による開発許可申請に先立ち、同法第32条の規定により、開発行為に関係のある認定道路、里道及び水路等についての同意を与えるとともに、開発行為又は開発行為に関する工事によって新たに設置される道路及び排水施設の協議を行っている。

工事完了公告後、開発者から道路及び排水施設の引継ぎを受けるとともに都市計画法第40条の規定に基づいて道路及び水路敷地の帰属を受け、道路については道路法に基づく路線認定、区域決定及び供用開始手続に必要な資料の作成を行い、排水施設については京都市水路等管理条例による水路指定のための資料の作成を行っている。

また、道路管理者及び水路管理者以外の公的機関の事業に関連して、公的機関が自ら行う道路及び水路整備計画について、事前に協議するとともに、承認を与え、工事完了検査後、寄付等によって道路及び水路敷地を取得し、当該道路及び水路を道路法及び条例に基づく施設とするため、一連の法手続に必要な資料作成の指導を行っている。

宅地開発等に伴う都市計画法第32条協議の状況（道路）

年度	協議件数	総延長	帰属面積
20	146	4,230	16,342
21	103	4,080	21,026
22	112	5,449	13,294
23	108	3,378	23,572
24	130	5,806	12,929

10 道路の現状変更

道路に関する工事及び維持については、道路管理者が行うのが原則であるが、道路管理者以外の者でも道路管理者の承認を受ければ道路に関する工事又は維持を行うことができる（道路法第24条）。一般にこのような工事を道路敷一部現状変更工事といい、工事を行おうとする者の申請に基づき、その工事の必要性、設計及び実施計画の合理性並びに道路管理上の支障の有無を総合的に判断し、承認又は不承認の処分を行っている。

承認を行った工事のうち道路区域の変更を伴うものについては、工事完了検査後に道路用地の寄付を受け、道路法に基づく区域変更及び供用開始に必要な資料の作成を行っている。

道路の現状変更申請状況

年度	申請件数	承認件数	区域変更を伴うものの総延長	道路敷地取得面積
20	703	703	415	1,218
21	645	640	438	538
22	672	668	599	3,606
23	680	675	397	774
24	631	627	898	614

11 通行規制に関すること

道路法では、道路管理者は、「道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合」及び「道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合」には、「道路の通行を禁止し、又は制限することができる。」（第46条）と規定している。これに基づき、異常気象時には、一定の通行規制基準による通行規制を行い、情報の提供を行うことにより事故防止に努めている。

異常気象時通行規制区間のうち、主要府道下鴨大津線について、当初連続雨量200ミリを超えた場合に通行規制を行うとしていたが、基準雨量に達するまでに落石・崩土の発生や隣接する滋賀県側区間との基準雨量の差異による通行規制の運用上の支障が生じていたため、「主要府道下鴨大津線異常気象時通行規制基準改定委員会」の審議答申を得て、平成24年7月に基準雨量を130ミリに改定した。

土木管理部道路明示課

1 道路現況

一般的に「道路」といわれているものの中には、国又は地方公共団体が管理する公道と私人が管理する私道とがある（以下において「道路」とあるのは道路法上の道路をいう）。

市域内にある国道、府道及び市道の道路延長は、合わせると約3,597kmであり、国が直接管理している50kmを除く3,547kmの道路を本市が管理している。面積にすると2,500ha（橋りょうを含む。）になる。

なお、市域内全道路の舗装率は、97.2%である。

行政区別道路と舗装現況

全市延長: 3,597,160 m

全市面積: 25,003,361 m²

平成24年4月1日現在

区 別	行政区域面積 (km ²) A	全道路(橋りょう含む)		舗装道		舗装率		道路率 (%)
		延長(m) B	面積(m ²) C	延長(m) D	面積(m ²) E	D/B (%)	E/C (%)	
北	94.92	362,972	2,233,276	306,007	2,143,422	84.3	96.0	2.4
上京	7.11	107,420	913,834	107,164	911,711	99.8	99.8	12.9
左京	246.88	534,365	3,516,892	482,934	3,425,680	90.4	97.4	1.4
中京	7.38	138,003	1,210,966	137,595	1,210,112	99.7	99.9	16.4
東山	7.46	74,984	673,752	72,477	667,565	96.7	99.1	9.0
山科	28.78	294,030	1,684,523	236,190	1,593,426	80.3	94.6	5.9
下京	6.82	119,711	1,210,166	119,552	1,209,827	99.9	100.0	17.7
南	15.78	253,803	2,283,660	251,831	2,276,677	99.2	99.7	14.5
右京	291.95	669,608	3,981,000	563,300	3,756,679	84.1	94.4	1.4
西京	59.20	415,363	2,792,378	383,340	2,741,038	92.3	98.2	4.7
伏見	61.62	626,901	4,502,914	556,996	4,376,463	88.8	97.2	7.3
計	827.90	3,597,160	25,003,361	3,217,386	24,312,600	89.4	97.2	3.0

参考舗装率 { 旧市街地(上・中・下)
周 辺 地(北・左・東・山・南・右・西・伏)

99.8% 99.9%

88.3% 96.8%

行政区域面積は、『京都市の推計人口』を採用

一般国道(指定)の数値は、平成24年4月1日現在の数値である。

但し、有料区間(京都縦貫自動車道L=2,350.0m, 高速道路2号線L=6,096.3m)は含まない。

道路・橋りよりの現況

道路延長: 3,597,160 m
 道路面積: 25,003,361 m²
 橋りよ: 2,857 橋 (永久橋 2765橋, 非永久橋 92橋 (木橋 69橋, 石橋 23橋))

平成24年4月1日現在

道路種別	全体		道路 (橋りよ・トンネルは除く)		種類別内訳						トンネル		
	延長(m)	%	延長(m)	面積(m ²)	永久橋		石橋		木橋		個数	延長(m)	
					橋数	延長(m)	面積(m ²)	橋数	延長(m)	面積(m ²)	橋数	延長(m)	面積(m ²)
一般国道(指定)	50,465	1.4	44,905	1,268,587	75	5,285	94,224				1	275	3,572
一般国道(指定外)	114,397	3.2	108,142	1,109,352	132	2,672	26,416	0	0	0	1	3,580	32,559
主要府道	178,937	5.0	174,733	1,937,397	182	4,070	44,505	0	0	0	3	116	478
一般府道	248,891	7.0	243,012	2,298,718	316	5,484	59,363	0	0	0	1	392	3,721
主要市道	45,204	1.3	43,957	912,691	35	1,247	21,962	0	0	0	0	0	0
一般市道	2,914,169	82.0	2,894,286	17,303,142	1,990	18,097	133,797	23	105	411	64	1,204	7,053
小計	3,552,063	100.0	3,509,035	24,829,887	2,730	36,855	380,267	23	105	411	69	5,567	47,383
一般府道 (自歩及び歩行者専用道)	18,697		18,625	60,681	5	72	215						
一般市道 (自転車・歩行者専用道)	20,036		19,537	86,052	24	499	3,038						
一般市道 (歩行者専用道)	6,364		6,334	26,741	6	30	74						
小計	45,097		44,496	173,474	35	601	3,327						
合計	3,597,160		3,553,531	25,003,361	2,765	37,456	383,594	23	105	411	69	5,567	47,383

(注) 一般国道(指定)の数値は平成24年4月1日現在の数値である。
 但し、有料区間(京都市区間(京都市区間自動車道L=2,350.0m, 高速道路2号線L=6,096.3m))は含まない。

道路改良率・舗装率の現況

改良率〔延長：59.7%
面積：80.5%〕

舗装率〔延長：89.4%
面積：97.2%〕

平成24年4月1日現在

道路種別	規格改良済			未改良			舗装道			砂利道			中央帯		路線数	
	延長 (m)	%	面積 (㎡)	延長 (m)	%	面積 (㎡)	延長 (m)	%	面積 (㎡)	延長 (m)	%	面積 (㎡)	%	面積 (㎡)		%
一般国道(指定)	50,465	100.0	1,268,587				50,465	100.0	1,268,587	100.0				36,385	2.9	5
一般国道(指定外)	96,487	84.3	1,020,967	17,911	15.7	88,385	114,397	100.0	1,109,352	100.0				7,634	0.7	3
主要府道	130,328	72.8	1,721,330	48,609	27.2	216,068	172,810	96.6	1,924,814	99.4	6,126	3.4	12,584	29,801	1.5	22
一般府道	157,187	63.2	1,899,384	91,703	36.8	399,334	234,832	94.4	2,252,949	98.0	14,058	5.6	45,769	16,711	0.7	63
主要市道	44,479	98.4	909,263	724	1.6	3,428	45,204	100.0	912,691	100.0				23,761	2.6	8
一般市道	1,622,890	55.7	13,123,136	1,291,280	44.3	4,180,005	2,554,581	87.7	16,670,734	96.3	359,589	12.3	632,406	172,170	1.0	12,556
小計	2,101,836	59.2	19,942,667	1,450,227	40.8	4,887,220	3,172,289	89.3	24,139,127	97.2	379,773	10.7	690,759	286,462	1.2	12,657
一般府道 (自転車・歩行者専用道)	18,697		60,681				18,697		60,681							1
一般市道 (自転車・歩行者専用道)	20,036		86,052				20,036		86,052							124
一般市道 (歩行者専用道)	6,364		26,740				6,364		26,740							35
小計	45,097		173,473				45,097		173,473							160
合計	2,146,933		20,116,140	1,450,227		4,887,220	3,217,386		24,312,600		379,773		690,759	286,462		12,817

注) 舗装道の面積には、歩道(舗装部分)及び中央帯を含む。
一般国道(指定)の数値は、平成24年4月1日現在の数値である。
但し、有料区間(京都縦貫自動車道L-2, 350.0m, 高速道路2号線L-6, 096.3m)は含まない。

2 道路の開設

道路の開設は、路線の認定及び区域決定並びに供用開始という一連の法手続を経てなされる。

「路線の認定」は、あらかじめ議会（府道は府会，市道は市会）の議決を得て知事又は市長が行う行為であり，この認定行為の次に認定した道路の延長と敷地の幅を定める「区域の決定」を行い，更に「供用開始」の公示をすることにより道路の開設がなされる。

なお，道路がその機能を失い一般の通行の用に供する必要がなくなった場合，又はこれに代わるべき道路が建設された場合は，従前の道路を廃止している。

市道路線の認定・廃止状況

年度	認定路線		廃止路線	
	路線数	延長 (m)	路線数	延長 (m)
20	172	24,319.6	14	1,634.4
21	53	6,894.8	25	3,023.3
22	42	5,308.9	9	877.6
23	19	1,940.9	8	362.6
24	28	6,459.5	3	141.6

3 私道の市道認定

本市においては，原則として次の基準すべてに適合して，市道とすることが必要と認められる私道を市道として認定している。

- (1) 道路の敷地は，分筆登記が完了していて，所有者が本市に寄付し，又は法律に基づき本市に帰属するものであること。
- (2) 道路は，不特定多数の人及び車両が通行していること。
- (3) 道路の起点又は終点の一方が道路法による道路に接続し，他方が公道又は学校，公園その他の公共施設に接続していること。
- (4) 道路の幅員は，全線にわたり6 m以上あること。ただし，公共性を有し，特に市道とする必要があると認められるものは，幅員が4 m以上又は建築基準法第42条第2項の規定による指定を受けたものは，幅員が2.7 m以上でよい。
- (5) 本市が定める道路の構造等を満たしていること。

なお，昭和63年度から私道を市道に認定するに当たり，道路用地として寄付を受ける土地の分筆に要する測量費について，「京都市道路用地分筆測量費助成要綱」（昭和63年5月1日施行）に基づき助成することとした。

4 道路台帳整備

道路管理者は，道路の区域・構造，兼用工作物，占用物件等の基礎的な事項を総合的に把握しておく必要があるため，「道路台帳」を調製し，保管しなければならない。

そこで，昭和38年度から順次整備計画を立て整備してきたが，従来の手法では対応が遅れるため，航空測量方式による新3箇年計画を昭和59年度からスタートし，昭和61年度で現況に基づく道路台帳整備を完了した。

今後は，道路現況の変化に対応し，道路現況を正確に反映した道路台帳にするため補正作業を継続して実施していく。

5 特殊車両通行許可

道路法では、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、車両の大きさ及び重量等の一般的制限値を超える車両は通行させてはならないとされている。

しかし、一般的制限値を超えていても車両の構造又は積載物が特殊である場合であって、道路の構造の保全又は交通の危険を防止するために必要な条件を付して道路管理者が許可したものは、その通行が認められる。

一般的制限値

車両の幅	2.5m
車両の高さ	3.8m
車両の長さ	12m
車両の重量	総重量 20 t 軸重 10 t 輪荷重 5 t
最小回転半径	12m

6 道路区域明示

本市が管理している道路の範囲を現地で隣接する土地所有者との協議により確定する手続を「道路区域明示」という。

これは、道路法第18条（道路の区域の決定及び供用の開始等）により確定した道路区域を現地で客観的に明らかに標示するものであり、何らかの法律上の効果を生じさせるものではない。

明示申請があれば、予備調査のうえ、関係隣接地主等の協力を得て現地で立会いを行い確定していくが、境界紛争の増加に対応して、法務局では昭和54年度から分筆等の手続に際し、道路区域明示図の提出を求めたこと、更に、昭和62年3月1日からは、分筆に当たり残地についても地積測量図を要することとしたことや社会情勢の変化により土地に対する市民の権利意識も高まっていることから、隣接土地所有者の同意が得ることが難しくなっており、明示業務が困難化している。

年度	申請状況			処理状況			
	当年度 受付	前年度 繰越	合計	明示済	取下げ	合計	次年度 へ繰越
20	1,107	688	1,795	1,118	108	1,226	569
21	991	569	1,560	938	110	1,048	512
22	1,070	512	1,582	953	48	1,001	581
23	1,080	581	1,661	972	61	1,033	628
24	1,157	628	1,785	1,000	61	1,061	724

7 公共基準点維持管理

公共基準点については、市内に1級から3級まで約3,500点を網状に設置しており、世界測地系による座標値となっている。平成13年度から、基本測量長期計画による測地基準点体系の整備に準じ、京都市域を5分割して、5年サイクルで目視による確認、異常点の点検測量及び基準点の復元を行っている。平成14年度には、国の「測地成果2000」に基づき世界座標への変換を完了した。

(平成25年3月末現在)

種 別	1 級	2 級	3 級	合 計
屋上埋標	131	245	3	379
地上埋標	28	81	320	429
地下BOX埋標	29	191	2,426	2,646
合 計	188	517	2,749	3,454

8 里道・水路等に関する事務

平成11年度に地方分権一括法が成立し、平成12年4月から改正国有財産特別措置法とともに施行された。これにより、法定外公共物である里道・水路等の国有財産のうち、現に公共の用に供しているもので、道路法、河川法等の公物管理法の適用を受けない公共物(国有財産)については、平成17年3月31日に本市に譲与された。

譲与に伴い、同年4月1日から自治事務として財産管理、機能管理及び行政管理を本市が行うこととなり、建設局所管分については、道路明示課において、従来京都府が行ってきた土地境界明示等の財産管理に係る事務を行っている。

里道・水路等の延長距離

(単位：km，平成25年4月1日現在)

	全市(京北地区を除く)			京北地区			合 計		
	建設局	産業観光局	合 計	建設局	産業観光局	合 計	建設局	産業観光局	合 計
里 道	500	60	560	430	110	540	930	170	1,100
水路等	843	400	1,243	530	170	700	1,373	570	1,943

里道・水路等境界明示件数

年度	申 請 状 況			処 理 状 況			
	当年度 受 付	前年度 繰 越	合 計	明示済	取下げ	合 計	次年度 へ繰越
20	277	157	434	237	17	254	180
21	257	180	437	200	29	229	208
22	293	208	501	226	30	256	245
23	265	234	499	223	38	261	238
24	249	238	487	216	47	263	224

土木管理部自転車政策課

1 改訂自転車総合計画の推進

本市では、平成22年1月に京都市自転車等駐車対策協議会からの答申を受け、平成22年3月に「改訂京都市自転車総合計画」（以下「改訂総合計画」という。）を策定した。

改訂総合計画においては、自転車を交通体系における重要な移動手段として位置付け、市民や事業者とのパートナーシップの下、自転車等駐車場整備をはじめとする自転車等利用環境の整備と自転車利用マナー・ルールの啓発及び撤去の強化等を図り、安心・安全な、快適で住みよいまちづくりを実現し、更には環境への負荷の少ない持続可能なまちづくりを実現することを目指すべく、各種の取組を推進する。

2 自転車等駐車場の整備

(1) 行政、鉄道・バス事業者、民間事業者（助成金制度活用、占用事業者）による整備

本年度の取組として、京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度を活用した整備及び、道路占用制度等を活用した公募型駐輪場整備を引き続き推進するとともに、さらなる収容スペースの確保を目指すべく、鉄道事業者と連携を図り、竹田駅においては無料駐輪場を有料化再整備、京阪淀駅では立体交差化事業に伴い有料駐輪場の整備を行っていく。今後、JR桂川駅においては自動二輪車駐車場の整備を図る予定である。

今後も引き続き、自転車利用環境の向上を図るため、行政と鉄道・バス事業者、民間事業者等が、積極的に連携・協力して、自転車等駐車場の整備を推進する。

平成24年度 民間自転車等駐車場整備助成金制度を活用した駐輪場の整備実績

場 所	件数	収容台数			助成額 (千円)
		自転車	原付等	合計	
都 心 部	3 件	168	62	230	9,071
京 都 駅	1 件	0	46	46	2,760
大 宮 駅	1 件	0	80	80	4,000
西 院 駅	1 件	70	39	109	3,120
桂 駅	1 件	0	25	25	1,380
嵐 山 駅	1 件	0	38	38	2,280
市バス千本三条	1 件	11	15	26	1,340
合 計	9 件	249	305	554	23,951

(2) 集客施設等の付置義務による整備

平成21年10月に、対象施設の拡大及び設置基準の引下げ等の強化を図るべく改正された京都市自転車等放置防止条例に基づき、自転車利用者の目的先である対象施設設置者に自転車駐車場の設置義務を課していく。

付置義務自転車駐車場設置状況

年度	20	21	22	23	24
件数	24	34	33	33	50
収容台数	1,786	2,812	2,386	1,262	2,139

<参考>付置義務の対象となる施設と設置基準

対象施設	改正前		改正後	
	施設面積※1	設置基準 (㎡/台) ※2	施設面積※1	設置基準 (㎡/台) ※2
食料品等小売店舗, 食料品を取り扱わない小売店舗	400 ㎡以上	20	300 ㎡以上	20
コンビニエンスストア	400 ㎡以上	20	150 ㎡以上	20
遊技場	400 ㎡以上	15	250 ㎡以上	15
銀行	400 ㎡以上	25	400 ㎡以上	25
飲食店, 学習施設	/	/	300 ㎡以上	20
官公署, 病院等			400 ㎡以上	25
博物館等			1,050 ㎡以上	70
スポーツ施設, レンタルビデオ店			250 ㎡以上	15
郵便局			150 ㎡以上	10
映画館, カラオケボックス			450 ㎡以上	30

3 放置自転車等対策（啓発及び撤去）

地域の放置自転車追放協議会（平成25年5月現在、4箇所）や放置自転車等防止啓発員による放置防止啓発及び撤去強化区域等での自転車等の即時撤去の実施により、路上等における自転車等の放置の解消と自転車等の利用マナーの向上に取り組んでいる。（平成25年5月現在、市内79箇所を即時撤去区域に指定）

また、都心部においては、アクションプログラム取組期間終了後も「都心部放置自転車追放協議会」による地域主体の啓発監視活動を実施するとともに、都心部全域を撤去強化区域に指定し、撤去を強化するなど、放置自転車問題の抜本的な解決に向けた取組を引き続き行っている。

平成25年度においては、これまでから実施していた夜間撤去について、実施回数を増加、実施時間帯の拡大等で、放置自転車等問題の解決を図るべく、その対策の強化にも着手していく。

放置自転車撤去・返還状況

年度		20	21	22	23	24
撤去回数	撤去強化区域内	613回	599回	797回	975回	942回
	撤去強化区域外	702回	869回	1,587回	2,110回	2,238回
	計	1,315回	1,468回	2,384回	3,085回	3,180回
撤去台数	撤去強化区域内	54,331台	47,689台	55,695台	45,861台	44,387台
	撤去強化区域外	29,256台	26,985台	30,549台	21,921台	19,586台
	計	83,587台	74,674台	86,244台	67,782台	63,973台
返還台数		52,282台	47,333台	55,993台	44,037台	42,925台
返還率		62.5%	63.4%	64.9%	65.0%	67.1%

放置原動機付自転車撤去・返還状況

年度	20	21	22	23	24
撤去回数	18回	24回	20回	10回	7回
撤去台数	65台	35台	18台	16台	3台
返還台数	56台	31台	16台	11台	2台
返還率	86.2%	88.6%	64.9%	68.8%	66.6%

撤去自転車等保管所

保管所名等	撤去場所
宝が池保管所 住所：左京区松ヶ崎南 池ノ内町5	国際会館駅，松ヶ崎駅，北山駅，修学院駅，北大路駅， 百万遍，洛北高校前，西賀茂車庫，今出川駅，千本北大路， 鞍馬口駅，地下鉄丸太町駅の各周辺
十条保管所 住所：東山区福稲川原町1	出町柳，神宮丸太町駅，三条京阪，四条京阪，清水五条駅， 七条駅，東福寺駅，伏見稻荷駅，深草駅，藤森駅，祇園， 蹴上駅，東山三条，熊野神社前 の各周辺及び鴨川河川敷 (葵橋上流から塩小路橋までの間)
石田保管所 住所：伏見区石田森東町46	御陵駅，山科駅，東野駅，柳辻駅，小野駅，醍醐駅， 桃山南口駅，中書島駅，淀駅，六地藏駅，JR 桃山駅， 観月橋駅，石田駅の各周辺
吉祥院保管所 住所：南区吉祥院 仁木ノ森町10	桂駅，上桂駅，西大路駅，松尾駅，洛西口駅，西京極駅， 桂川駅，四条天神川の各周辺
三条千本保管所 住所：中京区壬生天池町5-2	花園駅，円町駅，二条駅，北野白梅町駅，JR 嵯峨嵐山駅， JR 太秦駅，二条城前駅，西院駅， 四条大宮，寺町二条， 西大路御池駅， 太秦天神川駅， 千本丸太町， 四条西洞院， 西洞院御池， 帷子ノ辻駅の各周辺 ， 都心部(先斗町通， 綾小路通， 両替町通及び押小路通で囲まれた区域)
くいな橋保管所 住所：伏見区竹田中島町20-1	丹波口駅，地下鉄五条駅，京都駅，九条駅，地下鉄十条駅， くいな橋駅，竹田駅，東寺駅，近鉄十条駅，上鳥羽口駅， 伏見駅，丹波橋駅，大手筋（伏見桃山駅・桃山御陵前駅）， 向島駅の各周辺

4 放置自動車対策

放置自動車対策については，平成14年4月1日に施行した京都市自動車放置防止条例に基づき，実施している。

放置自動車強制撤去状況

年度	20	21	22	23	24
撤去台数	66	61	28	8	19

自転車等撤去強化区域一覧

北大路駅周辺



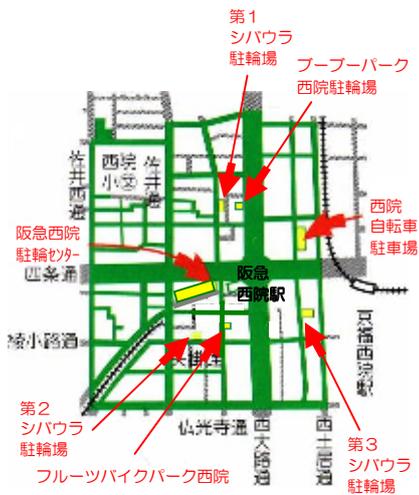
桂駅周辺



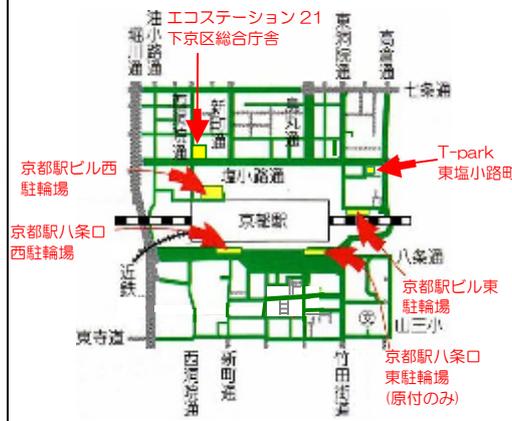
出町柳周辺



西院駅周辺



京都駅周辺



西京極駅周辺



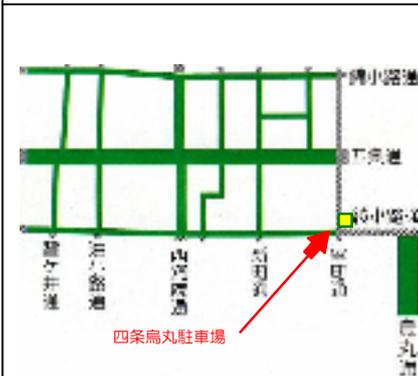
四條大宮周辺



都心部・三条京阪・四條京阪周辺



四條西洞院周辺



- ①御池通まちかど駐輪場 ②寺町臨時自転車駐車場 ③ECO 通 STATION
- ④町家パーク ⑤富小路自転車駐車場 ⑥T-park 桜之町
- ⑦エコステーション21 ろっくんプラザ ⑧先斗町バイク駐車場 ⑨先斗町自転車駐車場
- ⑩エコステーション21 西木屋町バイク駐車場 ⑪イーザー自転車パーク河原町
- ⑫新京極公園自転車駐車場 ⑬御射山自転車等駐車場 ⑭SOZO+駐輪場
- ⑮フヤ町パーキング ⑯四條烏丸駐車場 ⑰エコステーション21 綾小路御幸町
- ⑱河原町ビル駐輪場 ⑲船頭町屋内駐輪場
- ⑳エコステーション21 三条 KYOUEIN バイク駐車場 ㉑エコステーション21 三条東
- ㉒エコステーション21 京阪三条南ビル ㉓エコステーション21 京阪四條
- ㉔フルーツバイクパーク祇園四條 ㉕フルーツ自転車パーク四條麩屋町
- ㉖フルーツバイクパーク四條河原町

自転車等駐車場
北区

平成 25 年 5 月 31 日現在

駐車場名	収容台数 (台)	料金 (円)			備考
		自転車	原付	自動二輪	
西賀茂	250	150	—	—	

左京区

駐車場名	収容台数 (台)	料金 (円)			備考
		自転車	原付	自動二輪	
松ヶ崎駅	1,200	150	—	—	
国際会館駅	3,000	150	250	—	

中京区

駐車場名	収容台数 (台)	料金 (円)			備考
		自転車	原付	自動二輪	
円町駅	761	150	250	—	
二条駅南	1,060	150	—	—	
御射山	1,008	※1	※2	—	※1 1時間まで無料, 1時間超5時間まで100円, 5時間超10時間まで150円, 10時間超24時間まで200円, 24時間超, 24時間毎に200円加算 ※2 1時間まで100円, 1時間超5時間まで200円, 5時間超10時間まで250円, 10時間超24時間まで300円, 24時間超, 24時間毎に300円加算
西大路御池駅	435	150	250	—	

山科区

駐車場名	収容台数 (台)	料金 (円)			備考
		自転車	原付	自動二輪	
山科駅	1,900	150	250	—	
東野駅	900	150	—	—	
御陵駅南	200	150	—	—	
御陵駅北	100	月極のみ	月極のみ	—	
栂辻駅	800	150	—	—	
小野駅	465	150	250	—	

南区

駐車場名	収容台数 (台)	料金 (円)			備考
		自転車	原付	自動二輪	
東寺駅	540	150	250	—	
近鉄十条駅	350	150	250	—	
西大路駅北	200	月極のみ	—	—	
桂川駅東	800	150	250	—	
桂川駅西	1,000	150	250	—	

右京区

駐車場名	収容台数 (台)	料金 (円)			備考
		自転車	原付	自動二輪	
太秦	1,021	150	250	—	
西院	954	150	—	—	
西京極	780	150	—	—	
花園駅	780	150	250	—	
太秦天神川駅	1,036	150	250	—	
嵯峨嵐山駅	383	150	—	—	

西京区

駐車場名	収容台数 (台)	料金 (円)			備考
		自転車	原付	自動二輪	
桂駅西口	1,721	150	—	—	
桂駅東口	500	150	—	—	
桂駅南	451	150	250	—	
松尾駅	200	150	250	—	

伏見区

駐車場名	収容台数 (台)	料金 (円)			備考
		自転車	原付	自動二輪	
石田駅	650	150	250	—	
上鳥羽口駅	400	150	250	—	
醍醐駅	1,000	150	—	—	
桃山駅	126	無料	—	—	
JR 藤森駅	340	無料	—	—	
淀駅	438	無料	—	—	
淀駅 (仮設)	600	無料	—	—	

主な自動車駐車場
北区

平成 25 年 5 月 31 日現在

施設名	収容台数(台)		主な料金(円)	備考
大宮交通公園駐車場	普通車	15	30 分毎 100	

上京区

施設名	収容台数(台)		主な料金(円)	備考
出町駐車場	普通車	159	30 分毎 150	
	自動二輪車	80	30 分毎 60	
	自転車	540	150	

左京区

施設名	収容台数(台)		主な料金(円)	備考
銀閣寺観光駐車場	バス	12	2,500	有料供用時間 午前 8 時から 午後 5 時まで
	タクシー・ハイヤー	40	800	
	普通車		1,000	
	自動二輪車	15	400	
	自転車	5	200	

中京区

施設名	収容台数(台)		主な料金(円)	備考
御池駐車場	普通車	667	30 分毎 250	

東山区

施設名	収容台数(台)		主な料金(円)	備考
清水坂観光駐車場	バス	55	2,500	有料供用時間 午前 0 時から 午後 12 時まで
	タクシー・ハイヤー	59	800	
	普通車		1,000	
	自動二輪車	31	400	
	自転車	30	200	
鴨東駐車場	普通車 (うちハイルーフ)	131 (30)	30 分毎 250	
円山駐車場	普通車	134	30 分毎 250	
	自動二輪車	10	30 分毎 100	

下京区

施設名	収容台数(台)		主な料金(円)	備考
四条烏丸駐車場	普通車	294	30分毎 250	
	自動二輪車	210	30分毎 100	
	自転車	150	150	
梅小路公園 おもいやり駐車場	普通車	238	2時間まで 700	交通弱者専用

右京区

施設名	収容台数(台)		主な料金(円)	備考
嵐山観光駐車場	バス	37	2,500	有料供用時間 午前8時から 午後5時まで
	タクシー・ハイヤー	105	800	
	普通車		1,000	
	自動二輪車	5	400	
	自転車	10	200	
高雄観光駐車場	バス	14	2,500	有料供用時間 午前8時から 午後5時まで ※1
	タクシー・ハイヤー	40	800	
	普通車		1,000	
	自動二輪車	5	400	
	自転車	5	200	

※ 主な料金のうち、注記がない場合には1日1回の料金を示す。

※1 11月1日から12月31日までの期間のうち市長が告示で定める期間に限る。

5 一般財団法人京都市都市整備公社

駐車場の設置、管理及び運営を行うとともに、交通安全思想を普及徹底することにより、都市機能の維持及び増進に寄与することを目的として、昭和43年9月16日に設立した後、土地区画整理事業の施行並びに、土地区画整理事業及び公共施設造成事業の啓発及び育成を行い、公共の福祉に寄与することを目的とした京都市土地区画整理協会と平成21年4月1日に合併し、京都市都市整備公社となった。

公益法人制度改革に伴い、平成24年4月1日に一般財団法人へ移行し、次に掲げる事業を行っている。

- (1) 駐車場の設置及び運営管理並びに管理の受託
- (2) 駐車場の整備拡充のための広報
- (3) 道路交通の円滑化及び道路交通環境の改善に資するための調査研究並びに関係行政機関への協力
- (4) 交通環境の改善及び地域振興に資するための助成事業
- (5) 交通安全教育及び交通安全運動の推進
- (6) 土地区画整理事業及び公共施設造成事業実施の啓発及び奨励
- (7) 土地区画整理事業及び公共施設造成事業施行に関する指導、調査及び研究
- (8) 土地区画整理事業及び公共施設造成事業に関する事務の受託
- (9) 土地区画整理事業資金借入の斡旋
- (10) 土地区画整理事業に係る研究会及び講習会の開催
- (11) 土地区画整理事業施行者相互の連絡
- (12) その他上記の目的を達成するために必要と認められる事業